現　場　説　明　書

工 事 名：　　与謝野町立後野地区公民館新築工事

工事場所：　　与謝野町字　後野　地内

本現場説明書をもって、現場説明に替える。
（現場説明会は実施しません。）

平成２４年７月

与謝野町　教育推進課・建設課

目　　次

Ⅰ　一般事項

Ⅱ　特記事項

注）●印は本工事に適用する。

Ⅰ　一般事項

１．位置及び周囲の状況等

・位　　　置：　計画地は与謝野町字後野に立地し、周辺には田畑が広がり、近隣には府営・町営団地、民間福祉施設が立地している。
　また、周辺道路は生活道路であると共に通学路となっている。
工事にあたっては、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。

・現在の状況：計画地は更地です。（昨年度造成）

・工事の概要：　別敷地にある現在の後野地区公民館は老朽化により閉館し、耐震やバリアフリー化、公民館活動に必要なスペース等を備えた公民館を今回新築するものです。

２．施工にかかる条件

１）工事期間に係る内容

契約工期及び工事期間　契約日　～　平成２５年２月２８日

ただし、現場着工を早期にし、円滑に工事を進め早期完成・引渡しが出来るよう努めること。

２）安全・災害防止対策等

①　工事車両等の進入・退出・停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。
②　資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。
③　道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は請負者で行うこと。
④　工事場外においても駐車違反・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、災害防止に万全を期すこと。
⑤　協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。
⑥　工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、請負者の責任で誠意を持って解決に努めること。

３）施工計画等

①工事説明

　工事着手前には施工計画書を作成し、後野区自治会や近隣住民へ工事説明を行うこと。
　また、説明書等の内容は遵守し工事期間中住民等とトラブルが発生しないよう努めること。
　万一トラブルが発生した場合は誠意をもって解決に努めること。

②仮設工事

　設計図書等をもとに仮設計画を行い、確実な仮設工事を行うこと。

飯場の建設及び建物内での宿泊は禁止する。

③工事名称等の表示

工事名称等の表示は関連工事請負者と協議の上、別途係員の指示する場所に掲示のこと。

４）工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については請負者において十分な管理を行うこととし、各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず管理者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

５）休日及び作業時間

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日（以下一から三項）に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

一　日曜日及び土曜日

二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

三　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

作業時間　平日一般　　　　　：午前８時３０分～午後６時００分

　　　　　騒音を伴う場合　　：午前９時００分～午後５時００分

を原則とし、事前に監督職員・後野区自治会等と調整すること。

６）建物完成時期と完成後の管理

完成後の入居が平成 — 年　—　月　—　日に予定されていることから、工事完成（完成検査合格時）は同年　—　月　—　日とし、完成から鍵渡しまでの管理については、本工事請負者の責任で行うこと。

なお入居直前には、室内の清掃及び機器の点検等を行い、鍵渡し時は立ち会うこと。

７）関連工事との協力

別途発注工事　　　　警備保障・通信工事他が発注される予定。

・　円滑な工事の進捗と安全管理を図るため、関連工事の請負業者と協力して工事安全協力会を組織すること。同協力会で要する経費については各社応分の負担を行うこと。

・　NTT関連工事の実施時期については、十分調整を行い、引き渡しまでに全ての作業が終わるよう配慮すること。

８）設計図書及び建設業法に基づく施工体制台帳・施工体系図を作成し、現場に備え付けること。

また、体系図は、現場内及び現場外の公衆の見やすい場所に掲示すること。

工事完成後においては、それぞれ写しを提出すること。

９）工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、請負者で行うこと。

また、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実に行うこととするが工事途上で屋外工事等ために仮囲い等の移設・一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行うこととし、必要に応じて可動フェンス(H=1.8m)等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。

10）交通誘導員の配置

総計　　　　３０名

（交通誘導員Ａ　０名、交通誘導員Ｂ　３０名）

・大型車の出入りが多い日等　　交通誘導員Ｂ　３０名

※必要に応じ現場周辺要所に配置

・配置時間は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。

注）交通誘導員Ａは、警備員等の検定等に関する規則（平成１７年１１月１８日国家公安委員会規則第２０号）に基づき交通誘導警備検定合格者（１級又は２級）とする。

11）通行規制等

本工事地北側の進入路は２級町道後野温江線であるため、進入・退出にあたっては道路管理者及び警察等と十分協議を行い、養生・補修・安全対策等、必要な措置については請負者で行うこと。

周辺道路は通学路のため、通学時間帯の車両の通行については原則禁止とし、細部について関係機関と十分協議を行うこと。

３．その他一般事項

１）請負者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。

２）保険の付保及び事故の補償について

①　請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

②　請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

③　請負者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書及び「建退共運営実績計画書」を工事請負契約締結後１ヶ月以内に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。

(1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。

(2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制

度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び添付を促進すべきこと。

(3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

④　火災保険等（工事請負契約書案　第50条関係）について、建築工事は建設工事保険、設備工事は組立保険、改修工事はﾘﾌｫｰﾑ保険等に付してください。保険証を提示し、その写しを提出してください。３項によるその他の保険に付した場合も同様とします。

保険の対象は基礎工事を含み、請負契約の対象となっている工事全体とし、保険期間は工事対象物完成引渡しまでとする。

ただし､年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入している場合は､本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提出してください。

３）工事実績情報の登録について

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝　日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後１０日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。
また、登録完了後は「登録内容確認書」を１部監督職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

Ⅱ　特記事項

１．セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

地盤改良工　固結工　　　　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
　同上　　　表層安定処理工：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
　同上　　　路床安定処理工：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
舗　装　工　各種舗装工　　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
仮　設　工　地中連続壁工　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
　合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＿＿検体

タンクリーチング試験対象工種及び検体数

地盤改良工　固結工　　　　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
　同上　　　表層安定処理工：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
　同上　　　路床安定処理工：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
舗　装　工　各種舗装工　　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
仮　設　工　地中連続壁工　：配合設計段階＿＿検体、施工後段階＿＿検体
　合計　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＿＿検体

※検体数は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。

※試験により溶出量が土壌環境基準を超える場合、溶出量の少ない固化材の使用や配合設計の見直し等を行うこと。

２．排出ガス対策型建設機械の使用について

１）本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。

２）施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督職員に提出すること。

３）これによりがたい場合（請負者の都合による場合を除く）は、監督職員と協議

のうえ、設計変更等の処理を行うものとする。

４）その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」を適用する。

機　　種		備　考
・バックホウ	・トラクタショベル（車輪式）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上、260kw以下）を搭載した建設機械に限る
・ブルドーザ	・発動発電器（可搬式）	
・空気圧縮機（可搬式）	・ホィールクレーン	
・油圧ユニット（基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）		
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ		

３．産業廃棄物運搬車輌の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車輌（自己運搬を含む）には、法令*に従い車輌側面への表示及び書面の備え付けを行うこと。
※法令*：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行令第６条第１項第１号

４．産業廃棄物税について

１）平成１７年４月１日より「京都府産業廃棄物税条例に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

２）また、中間処分施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

３）なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

５．枠組足場の設置工法等について

請負者は足場工の施工にあたり、足場は「「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省　基発第０４２４００１号）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の（２）手すり据え置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。

６．特別管理産業廃棄物管理責任者について

アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事おいて排出事業者（元請負

業者）は工事現場ごとに専任で「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置する必要があります。（廃掃法第１２条の２　第６項）特管物管理責任者の資格者が、現在自社に居ない場合、居ても当該現場に専任出来ない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、もしくは下請業者等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任して下さい。

その際、産業廃棄物の処分責任はで排出事業者（元請業者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請業者との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出して下さい。

・ 元請業者と下請業者との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。
・ 元請業者と下請業者との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が元請業者に帰することが明確にされていること。
・ また上記業務内容について元請業者が適正な廃棄物処理に支障を来すと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できること。

また、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出して下さい。

なお、京都市内においては同管理責任者の設置について別途、京都市あて設置報告書を提出する必要があります。

※特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講する場合
問い合わせ先　：　社団法人 京都府産業廃棄物協会　℡075－645－3085

７．環境等の保全

１）工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

２）原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

３）調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。

４）地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

８．環境対策（低騒音型・超低騒音型建設機械の使用）

本工事においては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲(80m)及び地元関係上必要と認められる場合を除き、監督職員の書面による承諾を受けた場合にはこの限りではない。

９．再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策

再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督職員と協議した上で、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年８月２３日付け環境庁告示第４６号）によるものとする。

試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事で１購入先当たり１検体の試験を行う。

なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、請負者が負担するものとする。

10. 届出等

１）請負者は、工事の施行に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。

２）請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

11. 不正軽油の使用防止

１）軽油についてはＪＩＳ規格軽油を使用すること。

２）燃料調査を実施する時は協力をしなければならない。

12. 調査・試験に対する協力

請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない

13. 過積載による違法運行の防止について

１）積載重量制限を越えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

２）運搬管理表を作成し、報告すること。

14. 建設副産物の取扱い

１）再生資源利用［促進］計画・実施書について

建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行（平成１２年４月）する再生資源利用［促進］計画・実施書を使用するものとする。

作成した再生資源利用［促進］計画・実施書は３部作成するものとし、１部は請負業者が自社で工事完成後１年間保管し、残りの２部については監督職員に提出すること。

２）建設副産物等処理計画・報告書、建設発生土処理計画・報告書及び運搬管理表を作成し、提出すること。

３）指定副産物の処分地（再生資源化施設等）について
　次の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

指定副産物	会　社　名	住　　所	備　　考

15. 化学物質を発散する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（５）を満たすものとする。

１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

３）接着剤はフタル酸ジーｎーブチル及びフタル酸－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

５）上記１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

※なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のも

のをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

16. 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項

１）測定個所

●建物内　（　　　）箇所　〇屋外　（　　　）箇所

なお、測定する箇所（室）の特定については、監督職員の指示による。

２）測定物質

測定	測定物質	基準値
●	ホルムアルデヒド	100μｇ/ｍ^3(0.08ppm)以下であること
●	トルエン	260μｇ/ｍ^3(0.07ppm)以下であること
●	キシレン	870μｇ/ｍ^3(0.20ppm)以下であること
●	エチルベンゼン	3,800μｇ/ｍ^3(0.88ppm)以下であること
●	スチレン	220μｇ/ｍ^3(0.05ppm)以下であること
	パラジクロロベンゼン	240μｇ/ｍ^3(0.04ppm)以下であること

※●を測定すること。

３）採取条件

①日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的高いと見込まれる箇所（室）において、採取を行うこと。

②測定は中央付近の床から概ね１．２ｍ～１．５ｍの高さにおいて採取すること。

③測定する箇所のすべての窓及び扉（造付家具、押入等の扉を含む）を３０分間開放し、当該箇所の外部に面する窓及び扉を５時間以上閉鎖した後、採取すること。
この間、当該測定箇所への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うこと。
なお、連続的な運転が確保できる全般（２４時間）換気のための設備を有する箇所にあっては、当該換気設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放すること。

（注）５時間以上閉鎖の間に採取を開始してはならない。

④採取を行う時間が２４時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後２時から午後３時までの間となるように採取時間を設定すること。
（採取時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とすること。）

４）測定方法

●パッシブ形採取機器を用いる方法

〇検知管法　〇検知紙法　〇定電位電解法　〇吸光光度法

〇測定方法は、平成１３年国土交通省告示第１３４７号に基づく評価方法基準の「第５　６－３（３）ロ」に定められた方法、機器によること。

５）厚生労働省が定める指針値を超えた場合の措置

●発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。

６）報告書の提出

採取にあたっては、採取年月日・採取条件を記録しておき、各測定物質・各箇所（室）ごとに「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を作成し、各採取機器分析機関による分析結果にて指針値を下回ることを確認の上、完成検査時に提出すること。測定値が指針値を上回ったときの再測定は本工事において行うこと。

［報告書作成にあたっての注意事項］

①「内装工事完了年月日」欄には、造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む内装工事が完了した年月日を記入すること。

②「測定器具の名称」欄には、採取器具の名称を記入すること。

③「製造者」欄には、採取器具の製造者の名称を記入すること。

④採取が２日以上に渡った場合は、「採取年月日」欄に採取開始日及び採取終了日を並記し、「採取時刻」欄には採取開始日における採取開始時刻と採取終了日における採取終了時間を並記すること。

⑤「室温」及び「相対湿度」欄には、採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均値を記入すること。

17. 完成図書等の電子納品について

１）電子納品

①　本工事は、本府（町）におけるＣＡＬＳ／ＥＣの取り組みの一環として電子納品の対象工事とする。

で納品することをいい、国土交通省大臣官房官庁営繕部策定の営繕工事電子納品要領(案)(建築設計業務等電子納品要領(案))等、京都府建設交通部策定の建築工事等電子納品実施マニュアル(案)及び京都府電子納品ガイドライン(建築工事及び建築設計業務編)(案)に基づき実施しなければならない。

また、請負者(受注者)は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施方法等について事前協議を行い、京都府電子納品*ガイドライン(建築工事及び建築設計業務編)(案)で定められた事前協議チェックシ*ートを提出しなければならない。

試行段階のものにおいては、電子納品の実施が困難と判断される場合は監督職員と協議するものとし、着手前チェックシートにその旨記載した上で電子納品試行の対象外とすることができる。

②　電子納品における電子化に要する費用は請負者（受注者）の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で納品したものを含む従来どおりの紙媒体で１部提出するものとする。

２）電子納品の対象範囲

本工事完成後、「京都府電子納品ガイドライン(建築工事及び建築設計業務)（案）※」に基づき、下表の対象範囲の図書等をまとめて、ＣＤ－Ｒにて納品すること。

※京都府ホームページ参照http://www.pref.kyoto.jp/eizen/index.html

【電子納品の対象範囲】

項　　目		電子納品対象
施工計画書	総合施工計画書	■
	工種別施工計画書	■

打合せ簿	工事打合せ記録	■
工程表	実施工程表	■
	工種別工程表	■
	週間工程表	■
	月間工程表	■
	※月間工程表（月報最終回分）	■
機材関係資料	試験計画書（機材検査に伴うもの）	■
	試験成績書（機材検査に伴うもの）	■
	監督職員検査記録（機材検査に伴うもの）	■
	品質証明書	■
	調合表	■
	規格証明書	■
	機材搬入報告書	■
施工関係資料	試験計画書（施工検査に伴うもの）	■
	試験成績書（施工検査に伴うもの）	■
	監督職員検査記録（施工検査に伴うもの）	■
	施工報告書	■
	工事実施状況報告書（月報）	■
検査関係資料	社内最終検査記録	■
	工事完成記録	■
	技術検査記録	■
発生材関係資料	発生材調書	■
	処理報告書	■
保全に関する資料	主要材料機器一覧表	■
	保全に関する説明書	■
	官公庁届出書類一覧表	■
	保全の手引き	■
	機器取扱説明書	■
	機器性能試験成績書	■
	官公署届出書類	■
	※計画通知書（1～4面、確認済証、検査済証）	■
	※浄化槽設置届（表紙、設備概要、汚水量算定表、人槽算定表）	□
	予備品等引渡通知書	■
	鍵・備品・工具リスト	■
施工図	建築施工図	■
	設備施工図	■
地質調査報告書	位置図、土質柱状図、推定地層断面図	□
工事写真・完成写真		■
図面	発注図	■
	完成図	■

※■部分を基本的に適用とするが、詳細等は工事着手時に監督職員と協議する。

※完成図、施工図等をＣＡＤで作成した場合、工事写真をデジタルカメラで撮影し

た場合は、以下のとおり、併せてそのデータを納品すること。
・ＣＡＤデータ　：ｊｗｗ形式にて納品。
・デジタルカメラ：「工事写真の撮り方(改訂第２版)」に記載の仕様以上とする。

18. 完成図書等の保存について

完成図書等の保存業務仕様書

－デジタル保存（ＣＤ－Ｒ作成）－

（１）　データの入力形式（※図面よりデータ作成）
・ＰＤＦ／４００ｄｐｉの精度を有すること（原図サイズ）。
・特記無き限りモノクロとする。

（２）　データ・ベースの形式
・入力項目の階層は下記のとおりとし、各々は順にツリーを構成すること。
①建物名称
②工事名称
③図面等の分類、グループ化（完成図、工程表、計画通知書関係etc.）
④図面等のリスト
（完成図は図面リストを参考に作成し、その他のグループリストは任意とする。）
（各グループの先頭図書を１番とする。）
⑤図面

（３）　イメージ・データとデータ・ベースのリンク
・ファイルのイメージ・データはデータ・ベースの中（インターネット・ブラウザ）から起ち上げ（入力項目の各階層により検索・呼び出し）が可能なこと。

（４）　動作環境
・検索は標準的なＷｉｎｄｏｗｓマシンの環境で作動するものとする（専用ソフトを必要とするものは不可）。

（５）　記録媒体
・成果品はＣＤ－Ｒ（１～６倍速書き込み対応ディスク）に収録することとし、媒体には読み込み可能な状態でタイトル等を印刷すること。
・提出は１セットとする。

（６）　その他
・計画通知書その他諸官庁関係書類（Ａ４、Ａ３）のデータ作成に当たっては、Ａ４サイズ２枚を一組とし、Ａ３サイズによることとするが、実施にあたっては監督職員と協議を行うこと。

19. 建設発生土の搬出について
１）建設発生土については、請負者の自由裁量に委ねる自由処分としている。

ただし、民間工事に搬出する場合には、単に土砂の受入だけでなく、上物等の工事が一体的に動いており、かつ処分費が必要でない工事に限ります。

２） 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下、「土砂条例」という。）による許可を受けた埋立て等区域に処分を行う場合は、土砂条例施行規則に規定する以下の書類が必要となる。請負者は土砂条例施行規則第７条第３項第１３号及び第４項に規定する土壌調査を実施し、これらの書類を作成すること。

- 土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第７条第３項第 13 号）
- 土壌調査資料採取報告書（第４号様式）（第７条第３項第 13 号）
- 土壌分析結果証明書（写し）（第７条第３項第 13 号）

なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。

残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。

- 土砂発生元証明書(第３号様式)（第７条第３項第６号）
- 土砂等の発生から処分までの処理工程図（第７条第３項第７号）
- 土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第７条第３項第 11 号）
- 予定容量計算書（第７条３項１２条）

３）建設発生土処理計画書・報告書の作成

① 請負者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生土処理計画書を作成すること。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

② 施工後は、建設発生土処理報告書を提出すること。

20. 建設発生土の受入について

建設発生土等を受け入れる場合（購入土を含む）は、土砂条例に基づき、以下の内容を確認する等､土砂を搬出する場合の取扱いに準じて土砂の安全性を確認すること。

１）汚染要因に関する調査票を搬出先に求める

２）汚染要因が認められる場合には、搬出先に土砂条例施行規則第７条第３項第１３号及び第４項に規定する土壌調査を依頼し、これらの書類を受理すること。

- 土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第７条第３項第 13 号）
- 土壌調査資料採取報告書（第４号様式）（第７条第３項第 13 号）
- 土壌分析結果証明書（写し）（第７条第３項第 13 号）

なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。

残土の受入に必要な以下の資料は、監督職員から受領すること。

- 土砂発生元証明書(第３号様式)（第７条第３項第６号）
- 土砂等の発生から処分までの処理工程図（第７条第３項第７号）
- 土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第７条第３項第 11 号）
- 予定容量計算書（第７条３項１２条）

与謝野町立後野地区公民館新築工事

菅設計工務１級建築士事務所事務所

2012.05.31

図面リスト							
図面番号	図面名称	縮尺	備考	図面番号	図面名称	縮尺	備考
Ａ－００	図面リスト	–		Ｓ－０１	鉄筋コンクリート構造特記仕様書（１）	–	
－０１	特記仕様書（１）	–		－０２	鉄筋コンクリート構造特記仕様書（２）	–	
－０２	特記仕様書（２）	–		－０３	木造工事特記仕様書	–	
－０３	特記仕様書（３）	–		－０４	地盤改良・基礎伏図	1/100	
－０４	特記仕様書（４）	–		－０５	基礎･地中梁ﾘｽﾄ	1/100	
－０５	特記仕様書（５）	–		－０６	耐力壁位置・金物図	1/100	
－０６	特記仕様書（６）	–		－０７	小屋・母屋伏図	1/100	
－０７	位置図、附近案内図	–		－０８	軸組図（１）	1/100	
－０８	設計概要、外部仕上表	–		－０９	軸組図（２）	1/100	
－０９	内部仕上表	–		－１０	構造詳細図	1/30	
－１０	配置図	1/200					
－１１	平面図	1/100					
－１２	立面図（１）	1/100					
－１３	立面図（２）	1/100		Ｅ－０１	電気設備工事特記仕様書（１）	–	
－１４	断面図	1/100		－０２	電気設備工事特記仕様書（２）	–	
－１５	面積算定図	1/200		－０３	配置図	1/200	
－１６	平面詳細図（１）	1/50		－０４	分電盤リスト･弱電機器姿図	–	
－１７	平面詳細図（２）	1/50		－０５	空調電源設備平面図	1/100	
－１８	断面詳細図（１）	1/30		－０６	コンセント設備平面図	1/100	
－１９	断面詳細図（２）	1/30		－０７	照明器具姿図	–	
－２０	断面詳細図（３）	1/30		－０８	電灯設備平面図	1/100	
－２１	断面詳細図（４）	1/50		－０９	非常灯･非常警報設備平面図	1/100	
－２２	展開図（１）	1/50		－１０	弱電設備平面図	1/100	
－２３	展開図（２）	1/50					
－２４	展開図（３）	1/50					
－２５	展開図（４）	1/50					
－２６	展開図（５）	1/50		Ｍ－０１	機械設備工事特記仕様書（１）	–	
－２７	展開図（６）	1/50		－０２	機械設備工事特記仕様書（２）	–	
－２８	天井伏図	1/100		－０３	主要機器明細表・器具明細表	–	
－２９	建具ｷｰﾌﾟﾗﾝ図	1/100		－０４	配置図	1/200	
－３０	建具ﾘｽﾄ（１）	1/50		－０５	空調設備平面図	1/100	
－３１	建具ﾘｽﾄ（２）	1/50		－０６	衛生設備平面図	1/100	
－３２	建具ﾘｽﾄ（３）	1/50		－０７	衛生設備平面図（便所廻り、調理実習室）	1/50	
－３３	業務用調理機器詳細図	1/30					
－３４	外構図	図示 1/200					

訂正	月．日		菅設計工務 １級建築士事務所 １級建築士 大臣登録 第158508号 菅 修二	作成 年 月 日 2012. 05. 31	承認		名称	与謝野町立後野地区公民館新築工事	図面No.
	．			発行	担当	製図	表紙・図面リスト	縮尺 _	Ａ－００
	．								
	．								

建築工事特記仕様書

【1】 工事概要

1. 工事場所　京都府与謝郡与謝野町字後野５８６番地１
2. 敷地面積　７２５.６５　㎡
3. 建築物概要

	棟名	構造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)	備考
1	地区公民館	木造	1階	319.76	315.32	新築

4. その他
地区公民館新築工事に伴う建築工事、電気設備工事、機械設備工事一式
外構工事：敷地内舗装、犬走り工事
　　　　：フェンス、スロープ工事
　　　　：排水工事

【2】 適用範囲

現場説明書（質疑回答書を含む）、本特記仕様書、図面、標準仕様書に示す範囲とする。
すべての設計図書は相互に補完するものとし、相違がある場合は、上記の順番を優先順位とする。
上記の標準仕様書とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成22年版）をいう。（以下、これを「標仕」という。）
本書に特に記載のない事項にあっても、すべて、「標仕」の適用を受けるものとする。

【3】 工事区分

設計図書による。
別契約の施工上密接に関連する工事との取合い部分が発生する場合は、別紙工事区分表による。

【4】 工事仕様

1, 設計図書による。設計図書に記載されていない事項は、「標仕」のほか別記の適用基準による。
2, 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
3, 特記事項は、●印の付いたものを適用する。●印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
※印と●印の付いた場合は、共に適用する。※印が抹消された場合は、●印のみ適用する。
4, 項目及び特記事項に記載の（　）内表示番号は「標仕」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項

① 一般共通事項

① 適用基準等

※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　平成22年版　（監修：国土交通省）
※ 建築工事標準詳細図　平成22年版　（監修：国土交通省）
○ 敷地調査共通仕様書　平成11年版　（監修：建設大臣）
○ 建築鉄骨設計基準及び同解説　平成10年版　（監修：建設大臣）
○ 公共建築改修工事標準仕様書　平成22年版　（監修：国土交通省）
● 木造建築工事標準仕様書　平成22年版　（監修：国土交通省）
●公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)　平成22年版　（監修：国土交通省）
●公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)　平成22年版　（監修：国土交通省）
（注：監修欄「国土交通省」は国土交通省大臣官房官庁営繕部を、「建設大臣」は建設大臣官房官庁営繕部を示す）

② 建築材料等

※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は監督職員の承諾を受ける。

※下記材料品目は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」 にある材料とする。
また、同評価事業の評価を受けたものを使用する場合は、評価書の写しを監督職員に提出し、その確認をもって、品質・性能の確認があったものとすることができる。
（評価名簿によるもの）
床型枠用鋼製デッキプレート（ﾌﾗｯﾄﾃﾞｯｷ）、鉄骨柱下無収縮モルタル、
無収縮グラウト材（ﾌﾟﾚﾐｯｸｽ型、現場調合型）、押出成形セメント板、
成形伸縮目地材、乾式保護材(防水立上部)、陶磁器質タイル（陶器質ﾀｲﾙ、
せっ器質ﾀｲﾙ、磁器質ﾀｲﾙ、再生材利用ﾀｲﾙ）、既製調合モルタル（ﾀｲﾙ工事用）、
既製調合目地材、ルーフドレイン、吸水調整材（ﾓﾙﾀﾙ用）、アルミニウム製建具、
鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、錠前類（ｼﾘﾝﾀﾞ箱錠、ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ、
ｼﾘﾝﾀﾞ本締り錠）、クローザー類(ﾄﾞｱｸﾛｰｻﾞｰ、ﾋﾝｼﾞｸﾛｰｻﾞｰ、ﾌﾛｱﾋﾝｼﾞ)、
自動扉機構（制御装置・駆動装置、検出装置、制御装置・駆動装置・検出装置）、
自閉式上吊り引戸機構(手動開き式)、重量シャッタ-、軽量シャッタ-、
ｵｰﾊﾞｰﾍｯﾄﾞﾄﾞｱ、ガラス(フロート板ｶﾞﾗｽ、型板ｶﾞﾗｽ、網入板及び線入板ｶﾞﾗｽ、
熱線吸収板ｶﾞﾗｽ、倍強度ｶﾞﾗｽ、熱線反射ｶﾞﾗｽ）、ガラスブロック(中空)、
防水剤、ビニル床シート、ビニル床タイル、現場発泡断熱材、
ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱ（3000N、5000N）、可動間仕切、移動間仕切(ｽﾗｲﾃﾞｨﾝｸﾞﾄﾞｱ)、
トイレブ-ス、煙突用成形ライニング材、天井点検口、床点検口、グレーチング、
屋上緑化システム（屋上緑化システム、屋上緑化軽量システム）、トップライト、
エポキシ樹脂、タイル部分張替え用接着剤、ポリマーセメントモルタル、
鋳鉄製マンホール蓋・弁枡ふた

③ 特別な材料の工法

※設計図書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

④ 風圧力及び積雪に対する性能（8.4.3、8.5.3）（10.5.3）（13.2.3～13.4.3）

建築基準法に基づき定められた風速及び地表面粗度区分等
風速（Vo）　※３２　○　（平成12年5月31日建設省告示第1454号）
地表面粗度区分　○Ⅰ　○Ⅱ　●Ⅲ　○Ⅳ
多雪地域の指定　※なし　●あり
最深積雪量110cm　単位重量30N/㎡･cm

⑤ 現場代理人

※本工事の施工にあたっては、請負契約書第１０条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。

⑥ 工事工程報告

※月報は毎月末日に〆め、翌月5日までに提出する。
※日報は監督職員の指示による。
※ 週報は毎週（　）曜日に提出する。
● 与謝野町建設課:建築工事契約関係提出書類書式集による

⑦ 工事実績情報の登録（1.1.4）

※適用する　（適用事項は、現場説明書による）　○ 適用しない

⑧ 施工体制台帳等の作成・提出（1.1.5）

※請負者は、請負金額３千万円以上(建築一式工事については４千５百万円以上)の工事について、施工体制台帳（下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
※請負者は、工事完成時に、建退共運営実績報告書を提出しなければならない。

⑨ 設備工事との取合い

施工範囲
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
※図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強
※駆動装置が電動による建具類の二次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強

施工図
設備機器の位置､取合等の検討できる施工図を提出し､監督職員の承諾を受ける。

⑩ 施工図等の取扱い（1.2.3）

※施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲される。

⑪ 工事写真（1.2.4）

※工事写真の撮り方（改訂２版）建築編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によるほかは監督職員の指示による。
※下記のものを監督職員に提出する。

		部数(ネガ１枚につき)	分類・規格	原版の大きさ（mm）
着工前		※１　○	※カラーサービス版	※24×36以上
工事中		※１　○	※カラーサービス版	※24×36以上
完成時	屋内（各室２）箇所	○２　●３	※カラーサービス版 ○カラーキャビネ版	※24×36以上 ○60×70以上
	外観（４）箇所	○２　●３	※カラーキャビネ版 ○カラーパネル半切	○24×36以上 ※60×70以上

※デジタル写真の撮影にあたり、完成写真については有効画素数300万画素程度、工事写真は有効画素数130万画素程度とし、黒板の文字等の内容が判読できる精度を確保するものとする。
※完成写真撮影場所は、監督職員の指示による。
○完成写真撮影業者は、監督職員の承諾する撮影業者（建築写真専門業者）とする。

12 電気保安技術者（1.3.3）

※ 適用する　○ 適用しない

⑬ 施工条件（1.3.5）

※ 現場説明書による。

⑭ 発生材の処理等（1.3.8）

○ 引渡しを要するもの　（　）
○現場において再利用を図るもの、再生資源化を図るもの
（　）
● 指定副産物の搬出　※詳細は現場説明書による
○アスファルトコンクリート塊　●セメントコンクリート塊　● 建設発生木材

● 指定副産物の処分地　※詳細は現場説明書による
○ 指定地処分　（　）
※ 自由処分　（最寄りの再資源化施設へ搬出すること　）

● 指定副産物以外の搬出　※ 構外搬出適切処理
○ 特別管理産業廃棄物の処理　（　）

処理計画書等の提出
※再生資源利用促進計画書、実施書を"CREDAS入力ｼｽﾃﾑ"により作成し、提出用ﾌｧｲﾙﾃﾞｰﾀと共に提出すること。
※建設発生土及び建設副産物処理計画書、報告書 を提出すること。

※産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度により、適正な処理を行うこと。
※産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と処理委託料を記載した「処理委託契約書」により委託契約すること。

15 発生材の処理等（ｱｽﾍﾞｽﾄ成形板）

処理を行う範囲　※図示（仕上げ表による　床・壁・天井毎に種別を確認）
○ 全ての室　○（　）
施工調査　※アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は図面により記録し監督職員に提出する。
(1) アスベスト成形板使用部位の確認
記載上の成形板及びその使用範囲以外についても
監督職員と協議の上確認を行うこと。
(2) アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認
(3) アスベスト成形板使用数量の確認
(4) 施工範囲等の確認

確認方法　※ 成形板の製造年等の確認　○ Ｘ線解析法
処理方法　※「非飛散性ｱｽﾍﾞｽﾄ廃棄物の取扱いに関する技術指針」に従い、あらかじめ処理計画書を作成し、適切に解体処分等を行うこと。

⑯ 技能士（1.5.2）

（1.5.2）

工事種別	適用する技能士の技能検定における選択作業
仮設工事	● とび作業
鉄筋工事	● 鉄筋組立作業
コンクリート工事	● 左官作業　● 型枠工事作業 ● ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	○ 構造物鉄工作業　○ とび作業
ﾌﾞﾛｯｸ及びALCﾊﾟﾈﾙ工事	○ ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業　○ ALCﾊﾟﾈﾙ工事作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	○ 金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工作業　○ ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業 ○ ｶﾞﾗｽ工事作業
防水工事	○ ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　● ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ○ ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　○ ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ○ ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　○ FRP防水工事作業 ○ 合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ○ 塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 ○ 改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業
石工事	● 石張り作業
タイル工事	● タイル張り作業
木工事	● 大工工事作業
屋根及びとい工事	● 内外装板金作業　○ かわらぶき作業 ○ スレート工事作業
金属工事	● 鋼製下地工事作業　○ 内外装板金作業
左官工事	● 左官作業
塗装工事	● 建築塗装作業
建具工事	● ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業 ● ガラス工事作業　○ 自動ドア施工作業
内装工事	● ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上工事作業　● ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事作業 ● ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上工事作業　● 壁装作業
排水工事	● 建築配管作業
舗装工事	● 溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ○ 加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	○ 造園工事作業

ただし技能士に代わる者による施工の場合は監督職員の承諾を得ること。

17 化学物質の濃度測定（1.5.9.）

※適用する　（適用事項は、現場説明書による）　○ 適用しない

⑱ 完成図（1.7.2）

※ 作成する　（提出部数 ● ３部　○　部）　詳細は監督職員の指示による。
※完成図等の電子データによる提出については、現場説明書による。

⑲ 保全に関する資料（1.7.3）

※ 作成する　（提出部数 ※ ２部　○　部）　○ 作成しない
○敷地、建物の構造規模、主要な設備構成等の建物概要
○建物の主要な構造部及び外構についての説明
● 建物を使用する上での注意事項
○建物に設置されている家具、機器等及び部位毎の仕上げの概要説明
○建物、工作物、植栽等を管理する上での保全業務の要点
● 建物等の清掃の要点
○主要材料の製造所名、所在地、連絡先、非常時の連絡体制一覧表
建設大臣官房官庁営繕部監修「管理者のための建築物保全の手引き」建築保全「業務共通仕様書」を参考として作成すること。

20 中長期保全計画書

※ 作成する　（提出部数 ※ ２部　○　部）　○ 作成しない

② 仮設工事

① 足場その他（2.2.4）

● 足場は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 基発第0424001号)」の 「手すり先行工法等に関するガイドライン」により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の２の(２)手すり据置方式又は(３)手すり先行専用足場方式を採用すること。
● 足場周囲に養生シート張り

2 監督職員事務所（2.3.1）

規模　○ 10㎡程度　● 20㎡程度　○ 35㎡程度　○ 65㎡程度　○ 100㎡程度

仕上　床　○ 合板張り素地　○ ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ敷き　● ﾊﾟﾝﾁｶｰﾍﾟｯﾄ敷き
内壁、天井　●合板又は石こうﾎﾞｰﾄﾞ張り、合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り
屋根　● 塗装溶融亜鉛ﾒｯｷ鋼板張り　○ 鉄板張り調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り
休憩室　● 設けない　○ 設ける（畳敷き）　○

備品　● 机　● いす　○ 書棚　● 黒板　○製図板
● 掛時計　● 温度計　● 消火器　○ 掃除具　○ 加入電話機
● 懐中電灯　○ 湯沸器　● 冷暖房機器　○
［● 保護帽　● ゴム長靴　● 雨がっぱ　● 衣類ﾛｯｶｰ　（３人分程度）］
※ 標仕（平成22年版）　※建築工事監理指針（平成22年版）
※建築工事施工チェックシート　○建築工事標準詳細図（平成22年版）
○工事写真の撮り方（改訂２版）建築編

③ 工事用水

構内既存の施設　※ 利用できない　○ 利用できる　（○ 有償　○ 無償　）

④ 工事用電力

構内既存の施設　※ 利用できない　○ 利用できる　（○ 有償　○ 無償　）

⑤ 仮囲い等

※ 図示　○
ｶﾞｰﾄﾞﾌｪﾝｽH=1800　道路境界側 L=54.0m

⑥ 設計ＧＬ

※ 図示　○ 設計ＧＬ＝現状ＧＬ

③ 土工事

① 埋め戻し及び盛土（3.2.3）

○Ａ種　砂質土（山砂の類）を水締め又は機器による締固め　（表3.2.1）
※Ｂ種　根切り土の中の良質土を機器による締固め
○Ｃ種　他現場の建設発生土の中の良質土を機器による締固め
○Ｄ種　再生コンクリート砂を水締め又は機器による締固め
○建設発生土（盛土材）の外部からの受入土量（　ｍ3）
発生場所　（　）

② 建設発生土の処理（3.2.5）

※下記に定めるほかは、現場説明書による
○ 構外指示の受入場所に処分
受入場所　※(財)城陽山砂利採取地整備公社　○
土壌調査　※行う（受入場所指定の検査）　○
○京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第７条第３項１３号及び第４項に規定する方法
仮置場所　○
○ 構内指示の場所に敷き均し
○ 構内指示の場所にたい積
● 構外搬出適切処理　※中丹東土木事務所管内及び丹後土木事務所管内で、搬出土量が少量（５００m3以内）かつ緊急の場合等

3 山留めの撤去（3.3.3）

※ 撤去する
○ 在置する

④ 地業工事

① 基礎種別

○ 杭基礎　杭の種別、本数等　※ 構造図による
工法　※ 構造図による
試験杭　※ 行う　（構造図による）
ｱｰｽｵｰｶﾞｰの支持地盤への掘削深さ　※ 構造図による
杭の支持地盤への掘削深さ　※ 構造図による
杭継手　※ ｱｰｸ溶接　○ 無溶接継手
杭の水平方向位置ずれ精度　※ 構造図による
杭の載荷試験　○ 行う　（構造図による）
継杭溶接部試験　○行う　（浸透探傷試験　本）
● 直接基礎　載荷試験　○行う　（下記以外は構造図による）

2 地盤の載荷試験（4.2.4）

※ 平板載荷試験　試験箇所数　＿＿箇所　（試験位置図示）
設計地耐力　＿＿t/㎡

③ 砂利及び砂地業（4.6.3）

厚さ（mm）　※ 図示　○６０
材料　※ 再生クラッシャラン
○ 切込み砂利及び切込み砕石

④ 捨てｺﾝｸﾘｰﾄ地業（4.6.4）

厚さ（mm）　※ 図示　○５０

⑤ 床下防湿層（4.6.5）

※ポリエチレンフィルム　厚さ0.15mm　重ね幅縦及び基礎梁際のみ込み 250mm以上
施工範囲　※ 図示
○建物内の土間スラブ(土間ｺﾝｸﾘｰﾄ含む)の直下（ピット下を除く）
○ 捨ｺﾝｸﾘｰﾄの直下

④ 地業工事

⑥ 土間断熱材

※押出法ポリスチレンフォーム３種ｂのスキン層付き

厚さ　※２５　mm　　○　　mm

⑦ 地盤改良

●現場発生土を再利用する。　○

改良方法　土間下：浅層混合処理工法

改良方法　基礎下：柱状地盤補強工法（ピュアパイル工法）GBRC性能証明第09-28号

※セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を使用する場合、六価クロム溶出試験を実施し、土壌環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じること。また、再利用しようとする場合は、基準以下であることを確認すること。

※「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」((財)日本建築ｾﾝﾀｰ)を参考とすること。

⑤ 鉄筋工事

① 鉄筋の種類 (5.2.1)

(表5.2.1)

	種類の記号	径（mm）	備考
異形鉄筋	※ＳＤ２９５Ａ	Ｄ１６以下	
	※ＳＤ３４５ ○	Ｄ１９以上	一般建築物の柱・梁の主筋に適用する

※ SD295AはＦｃ:21以上の場合、壁筋及びスラブ筋に適用する

② 溶接金網 (5.2.2)

網目の形状、寸法　＠１００　　鉄線の径（mm）　６φ

③ 鉄筋の継手 (5.3.4)

部位	接合方法		径（mm）	重ね継手の長さ
※柱・梁の主筋 ○	※ガス圧接	●重ね継手 ○機械式継手	Ｄ１９以上	※標仕表5.3.2による
※その他	○ガス圧接	※重ね継手	Ｄ１６以下	○別図表による

○機械式継手　種類　○（　　）工法　○（　　）

品質確認方法、修正方法等　○（　　）

○鉄筋継手位置　※構造図による

○柱に取付る梁の引張り鉄筋の定着長さ　※構造図による

④ 鉄筋のかぶり厚さ (5.3.5)

※かぶり厚さは目地底から算定する。

※耐久上不利な箇所の鉄筋のかぶり厚さは下表による。

施工箇所等	最小かぶり厚さ（mm）

5 圧接完了後の試験 (5.4.9)

試験方法

※超音波探傷試験　○引張試験

⑥ コンクリート工事

① コンクリートの強度 (6.1.4) (6.2.1) (6.2.3)

設計基準強度（Fc）

打設部位		Fc(N/mm２)		スランプ(cm)		備考
構造体	基礎	※２１	○	※１５	●１８	
	上部	※２１	○	○１５	※１８	
土間コンクリート		※２１	○	※１５	●１８	
土間コンクリート		※１８	○	※１５	○１８	犬走り
捨コンクリート		※１８	○	※１５	○１８	
軽量コンクリート		※２１	○	※１５	○１８	
無筋コンクリート		※１８	○	※１５	○１８	標仕6.14.1による

※構造体コンクリートの発注強度は以下のとおりとする。

｛Ｆｃ ＋構造体強度補正値（Ｓ）｝N/mm２

(6.14.1によるもの及び土間ｺﾝｸﾘｰﾄは構造体強度補正は行わない)

② レディーミクストコンクリートの類別等 (6.1.5)

レディーミクストコンクリートの類別　(表6.1.1)

※Ⅰ類　○Ⅱ類

③ セメントの類別 (6.3.2)

※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ

○高炉セメントのＢ種

④ 骨材 (6.3.3)

粗骨材　※砂利(JIS A5308),砕石(JIS A5005)　○高炉ｽﾗｸﾞ　○電気炉酸化ｽﾗｸﾞ　○再生骨材H

細骨材　※砂(JIS A5308),砕砂(JIS A5005)　○高炉ｽﾗｸﾞ　○電気炉酸化ｽﾗｸﾞ　○銅ｽﾗｸﾞ　○ﾌｪﾛﾆｯｹﾙｽﾗｸﾞ　○再生骨材H

アルカリシリカ反応性による区分　※Ａ（無害）　○

⑤ 混和材料 (6.3.5)

混和剤　※AE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤のⅠ種(JIS A6204)

混和材　※フライアッシュ(JIS A6201)Ⅰ種又はⅡ種

⑥ 構造体強度補正値 (6.4.5)

※気温による構造体強度補正値（Ｓ）　(表6.4.1)

予想平均気温（℃）普通	早強	補正値（Ｔ）	期間（打設日）南部地域	中部地域	北部地域
8以上	5以上	3 N/mm２	3/6 ～ 6/30 9/11～ 11/15	3/11～ 7/20 9/1 ～ 11/5	3/11～ 7/10 9/1 ～ 10/31
0以上 8未満	0以上 5未満	6 N/mm２	11/16～ 3/5	11/ 6～ 3/10	11/ 1～ 3/10

南部地域（京都市(一部を除く)、旧八木町、旧園部町以南の市町村）

北部地域（宮津市、旧加悦町以北の市町）

中部地域（上記以外の市町、旧美山町及び旧京北町含む）

7 暑中におけるｺﾝｸﾘｰﾄの扱い (6.8.2)

※暑中における構造体強度補正値（Ｓ）

地域	日平均気温が25度を超える期間（打設日）	補正値
北部地域	７月１１日～８月３１日	※ ６N/mm２ ○ ３N/mm２
中部地域	７月２１日～８月３１日	
南部地域	７月 １ 日～９月１０日	

8 寒中コンクリート

※予想平均気温が 表6.4.1 に示す予想平均気温未満の場合には標仕第６章第１２節（寒中コンクリート）による。

⑨ コンクリートの試験 (6.10.2)～(6.10.6)

※フレッシュコンクリートの試験

※コンクリートの強度試験

○材料試験

10 軽量コンクリート (6.11.1)

種別　○１種　※２種

施工箇所

⑪ 型枠（せき板） (6.9.2) (6.9.3) (6.2.5)

合板の規格　※コンクリート型枠用合板の日本農林規格による合板　○

合板の材種　※広葉樹合板、針葉樹合板又はこれらの複合合板　○

厚さ（mm）　※１２　○

打放し仕上げのせき板　(表6.2.3)

※合板せき板を用いる場合

種別	板面の品質	施工箇所
○Ａ種	※6.9.3(b)(1)　○	
○Ｂ種	※6.9.3(b)(2)　○	
○Ｃ種	※6.9.3(b)(2)　○	

○合板せき板を用いない場合

せき板の種別

コンクリート面の仕上がり程度　※6.2.5(b)(ii)　○

外部に面する打放し仕上げの打増し厚さ

※図示　○２０

⑫ スリーブ (6.9.3)

スリーブの材種　(表6.9.1)

適用箇所	材種（規格その他）
水密を要する地中部分等	※つば付き鋼管　（JIS G3452 の黒管に厚さ6 mm、つば幅50mm以上の鋼板を溶接したもの）
水密を要しない地中部分等	※硬質塩化ビニル管（JIS K6741 のＶＵ）
上記以外の円形スリーブ	※溶融亜鉛めっき鋼板　（径200 mm以下は厚0.4 mm以上、径200 mmを超え350 mm以下は厚0.6 mm以上） ○

13 耐震スリット

方向	タイプ	耐火性能	防水性能
○垂直方向 ○水平方向	※完全（全貫通型）スリット ○せん断型部分スリット ○	○耐火型 ○非耐火型	○有り ○無し

品質・規格

7 鉄骨工事

1 鉄骨の製作工場

○監督職員の承諾する工場

※建築基準法第７７条の５６第１項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鐵構工業協会）の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「（ ○Ｓ ○Ｈ ○Ｍ ○Ｒ ○Ｊ ）グレード」として、国土交通大臣から認定を受けた工場もしくは同等以上の能力のある工場

2 施工管理技術者 (7.1.3)(7.1.4)

※適用する　○適用しない

3 鋼材の種別 (7.2.1)

材質（　　）

4 高力ボルト (7.2.2) (7.3.2)

ボルトの区分　○トルシア形高力ボルト　セットの種類　○２種（S10T）

○ＪＩＳ形高力ボルト　セットの種類　○２種（F10T）

すべり係数試験　※行わない

○行う　試験方法等　○図示による（　　）

5 溶融亜鉛メッキ高力ボルト

セットの種類　○１類（F8T相当）

摩擦面の処理

○ブラスト処理（表面粗度５０μmRz以上）

○リン酸塩処理

すべり耐力等の確認方法　※すべり耐力試験

試験方法等　○図示による（　　）

6 ターンバックル (7.2.6)

胴の種類　※割枠式　○パイプ式

ボルトの種類　※羽子板ボルト　○両ねじボルト　○アイボルト

7 工作図 (7.3.2)

高力ﾎﾞﾙﾄ、普通ﾎﾞﾙﾄのｹﾞｰｼﾞ､ﾋﾟｯﾁ、ﾍﾘあき等

※図示による　（図に無い場合は鉄骨設計基準による）

8 仮組 (7.3.10)

○実施する 部位（　　）

○実施しない

9 溶接作業者における技能資格者 (7.6.3)

溶接作業者の技量付加試験

※行わない

○行う　試験の要領　○図示による（　　）　○（　　）

10 溶接接合 (7.6.4) (7.6.7)

開先の形状

○図示による　○構造関係共通図（鉄骨標準図）による

○

スカラップの形状

○図示による　○構造関係共通図（鉄骨標準図）による

○改良型スカラップ

エンドタブの切除する部分

○見え掛り部となる部分　○見え隠れ部となる部分

○切除する部分なし

11 溶接部の試験 (7.6.11)

完全溶込溶接部の超音波探傷試験

※行う　○行わない

○工場溶接の場合

AOQL　○４．０　○２．５

検査水準　○第６水準（筋全て）

○工場現場溶接の場合

AOQL　○４．０　○２．５

12 耐火被覆 (7.9.2)～(7.9.7)

種別

種別	材料・工法	適用箇所（部位･部分）
○耐火材吹付け	○乾式吹付ロックウール ○半乾式吹付ロックウール ○湿式ロックウール ○	
○耐火板張り	○繊維混入ケイ酸カルシウム板 ○	
○耐火材巻付け	○高断熱ロックウール ○	
○ﾗｽ張りﾓﾙﾀﾙ塗り	–	

材料及び工法は、建築基準法に基づき指定又は認定を受けたものとする

性能

性能	適用箇所（部位・部分）
○３０分耐火	
○１時間耐火	
○２時間耐火	
○３時間耐火	

13 アンカーボルト (7.2.4) (7.10.3)

適用

○構造用アンカー

材質　○SNR400B　○（　　）

アンカーフレームの形状及び寸法

○図示による（　　）○（　　）

○建方用アンカー

材質　○SS400

アンカーボルトの保持及び埋め込み方法　(表7.10.1)

種別　○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種

柱底均しモルタルの厚さ　○５０mm　○３０mm

14 柱底均しモルタル (7.2.9)

モルタルの種別

※無収縮モルタル　○（　　）

15 錆止め塗料 (7.8.3) (18.3.2)

塗料の種別

○鉄鋼面の錆止め塗料

屋外　○標準仕様書18.3.2表18.3.1　※Ａ種

○（　　）

屋内　○標準仕様書18.3.2表18.3.1　※Ａ種　○Ｂ種

○（　　）

○亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料

○標準仕様書18.3.2表18.3.1　※Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種

○（　　）

鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る）

○標準仕様書18.3.2表18.3.1　※Ａ種　○Ｂ種

○（　　）

耐火被覆材の接着する面への塗装

○行わない

○行う

8 コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

1 補強コンクリートブロック造 (8.2.2)～(8.2.4)

ブロックの種類　※16（Ｃ種）普通ブロック　○16-W（Ｃ種）防水ブロック

コンクリートの設計基準強度 Ｆo（N/mm２）

充填用及びまぐさ　※18 以上　○

上記以外　※21 以上　○

設備配管用ブロック積みの種別　※08（Ａ種）普通ブロック　○

2 コンクリートブロック帳壁及び塀 (8.3.1)

ブロックの種類　(表8.3.1)

適用箇所	種類の記号
間仕切壁、地下二重壁、外壁、塀	空胴ブロック 16
外壁の化粧積み	空洞ブロック 16-W

各部の配筋　※図示による

塀化粧ブロック　○有（　　）

ブロック塀の基礎及び控壁のコンクリートの設計基準強度 Ｆo（N/mm２）

※18 以上　○

3 ＡＬＣパネル (8.4.2)～(8.4.5)

パネルの種類　(表8.4.3)(表8.4.4)

種類	単位荷重（N/㎡）		厚さ（mm）		取付け工法（種別）
○外壁用	※1180	○1960	※100	○	○Ａ ※Ｂ ○Ｃ
○間仕切用	※640	○	※100	○	○Ｂ ※Ｃ ○Ｄ ○Ｅ
○屋根用	※980	○	※100	○	※標仕8.4.6 による
○床用	○2350	○3530	○100	○150	

※本特記仕様書「１章 一般共通事項　4 風圧力及び積雪に対する性能」を満足させること。

※建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を品質計画により定める。

4 押出成形セメント板 (8.5.2)

種類　※無石綿タイプ（タイプⅡ）

施工箇所	表面形状	厚さ（mm）	工法	耐火性能
○外壁	※フラットパネル ○デザインパネル(図示) ○タイルベースパネル	○３５ ○５０ ○６０	○Ａ種 ○Ｂ種	※有り （　時間） ○無し
○間仕切り	※フラットパネル ○デザインパネル(図示) ○タイルベースパネル	○３５ ○５０ ○６０	○Ｂ種 ○Ｃ種	○有り （　時間） ※無し

訂正	月．日	

菅設計工務　１級建築士事務所

１級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二

作成 年 月 日	承認		名称	図面No.
2012. 5. 31			与謝野町立後野地区公民館新築工事	Ａ－０２
発行	担当	製図	特記仕様書（２）　縮尺 –	

章	項目	特記事項

⑨ 防水工事

1アスファルト防水 (9.2.2) (9.2.3)

(表9.2.3)～(表9.2.8)

種別			防水層	施工箇所
○ 保護防水	○ A-1	○ A-2	表9.2.3	
	○ AI-1	○ AI-2	表9.2.4	
	○ B-1	○ B-2	表9.2.5	
	○ BI-1	※ BI-2	表9.2.6	
○ 露出防水	※ D-1	○ D-2	表9.2.7	
○ 屋内防水	※ E-1	○ E-2	表9.2.8	

アスファルトの種類　※ ３種　○
アスファルトルーフィング　※ 1500　○

断熱工法の断熱材　厚さ（mm）　※ ２５　○
材質　押出法ポリスチレンフォーム断熱材３種ｂのスキン層付
（ただし、特定フロンを含まないものとする。）
絶縁用シート　※ポリエチレンフィルム厚0.15（保護防水工法）
※フラットヤーンクロス（70g/m²程度）（保護防水断熱工法）
端部押え金物　※アルミニウム製 L-30×15×2.0　○

立上がり押え　※ レンガ押え(JIS)　○ｾﾒﾝﾄﾚﾝｶﾞ押え　○ 乾式保護材
脱気装置　○ 設ける　材　種　（　　）
設置数量　（１箇所／　m²）
伸縮調整目地　※ 成形伸縮目地材　○
成形緩衝材　※ルーフィング類製造所の指定品　○
屋根保護防水工法の保護層 表面仕上げ　※ 金ごて仕上げ

2改質アスファルトシート防水 (9.3.2)

種別　(表9.3.1)

種別	施工箇所	種類及び厚さ	仕上塗料
○ AS-1		※ 9.3.2 (a)による	○ カラー
○ AS-2		○	○ シルバー

脱気装置（絶縁工法の場合）※ 設ける　材種（　　設置数量（１箇所／　m²）

3合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水 (9.4.2) (9.4.4)

種別　(表9.4.1)

種別	厚さ（mm）	施工箇所	仕上塗料
○ S-F1	※ 1.2　○		○ カラー
○ S-F2	※ 2.0　○		○ シルバー
○ S-M1	※ 1.5　○		○
○ S-M2	※ 1.5　○		（露出の場合）
○ S-M3	※ 1.2　○		

絶縁用シート　※ 発泡ポリエチレンシート　○
脱気装置　○ 設ける　材種（　）設置数量（１箇所／　m²）
※建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を品質計画により定める。

4塗膜防水 (9.5.3)

種別　(表9.5.1)(表9.5.2)

種別	施工箇所	仕上塗料
○ X-1		○ カラー
○ X-2		○ シルバー
○ Y-1	地下外壁防水	○ カラー
○ Y-2	屋内防水	○ シルバー

脱気装置（X-1）○ 設ける　材種（　）設置数量（１箇所／　m²）
保護層（Y-2）○ 設ける

5漏水試験

※ 水張り試験を行う　（○ 屋内　○ 屋外）

6保証書

※請負業者、防水施工業者、防水材料メーカーの連名による保証書を提出すること。
（保証年限は工事目的物引渡しより１０年間以上とする。）

⑦ シーリング(9.6.2)

ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類　※ 表9.6.1による

8目地寸法 (9.6.3)

コンクリートの打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地
※ 幅20mm以上、深さ10mm以上　○
ガラス回りの目地
※ 幅5mm以上、深さ5mm以上　○
その他の目地
※ 幅10mm以上、深さ10mm以上　○

9シーリングの試験 (9.6.5)

※ 簡易接着性試験　（部位　）
○ 引張接着性試験　（部位　）

10止水板

材質＿＿＿　形状　○ 差込式　○ 据置式　○ 壁張り式
適用範囲＿＿＿

⑩ 石工事

1天然石張り (10.2.1)

石の品質　床用石材　○ １等品　※ ２等品
壁及びその他の石材　※ １等品　○ ２等品
石の種類・表面仕上げ

施工箇所	種類（産地、名称）	表面仕上げの種類

② テラゾ張り (10.2.1)

種石の種類　※ 大理石　○
表面仕上げ　※ 本磨き　○　(表10.2.2)

3壁の石張り工法 (10.3.3) (10.4.3) (10.5.3)

外壁石張り
工法　○ 外壁湿式工法　（※ 流し筋工法　○　）
○ 乾式工法　※建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を品質計画により定める。
裏面及び裏打ち処理　※ 行わない　○ 行う（表面処理の場合小口共）
ドレインパイプ　※ ステンレスSUS304　○

内壁石張り
工法　○ 内壁空積工法　（※ あと施工アンカー横筋流し工法　○ あと施工アンカー工法　）
○ 乾式工法
裏打ち処理　※ 行わない　○ 行う

4床及び階段の石張り (10.6.2) (10.6.3)

石の厚さ（mm）＿＿＿
床石張りの裏面処理　※ 行わない　○ 行う
屋内のワックス掛け　○ 行わない　※ 行う

⑪ タイル工事

① 伸縮調整目地等 (11.1.3)

外壁　※（表11.1.1）による　○ 図示による
屋内壁面　※ 図示による　○

② 施工後の確認及試験 (11.1.4)

浮きの確認　※ 全面打診による確認を行う
接着力の試験　※接着力試験機による接着力試験 を行う　○ 行わない

③ 陶磁器質タイル張り (11.2.1)

タイルの種類　(表11.3.2)

施工箇所及びタイルの種別	形状寸法(mm)	生地	釉薬	役物	色	耐凍害性	工法その他
屋内外・床	３００角	● 磁器 ○ 陶器 ○ せっ器	● 無釉 ○ 施釉	● 有り ○ 無し	※ 標準 ○ 特注	● 有り ○ 無し	INAX
		○ 磁器 ○ 陶器 ○ せっ器	○ 無釉 ○ 施釉	○ 有り ○ 無し	※ 標準 ○ 特注	○ 有り ○ 無し	
		○ 磁器 ○ 陶器 ○ せっ器	○ 無釉 ○ 施釉	○ 有り ○ 無し	※ 標準 ○ 特注	○ 有り ○ 無し	

タイルの見本焼き　※ 行わない　○ 行う
窓回りの固定　※ 行わない　○ 行う

④ 張付け用材料 (11.2.3)

接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　○

⑫ 木工事

① 表面仕上げ (12.1.4)

表面仕上げの程度　○ Ａ種　※ Ｂ種　○ Ｃ種　(表12.1.1)

② 木材の含水率 (12.2.1)

構造材　※ Ａ種(20%以下)　○ Ｂ種(25%以下)　(表12.2.1)
下地材　※ Ａ種(15%以下)　○ Ｂ種(20%以下)
造作材　※ Ａ種(15%以下)　○ Ｂ種(18%以下)

③ 木材の品質 (12.2.1)

品質の基準

構造材			下地材	造作材
柱（見掛り部）	梁（見掛り部）	（見隠れ部）		(表12.2.2)
※ 上小節 ○	※ 小節 ○	※ 図示 ○	※ 図示 ○	※ Ａ種 ○ Ｂ種

④ 樹種 (12.2.1)

使用木材のうち杉、ひのきについては京都府内産木材とする。
※京都府内産木材の産地証明書を提出のこと
代用樹種　※可(表12.2.3)（上記府内産木材の他、特記されているものは不可）
○ 不可

5集成材 (12.2.2)

○ 構造用集成材

使用箇所	強度等級	材面の品質	接着性能	樹種	寸法
		○１種　※２種　○３種			

○ 構造用単板積層材

使用箇所	接着性能	曲げ性能	水平せん断性能	樹種名	厚さ

○ 造作用集成材

使用箇所	見付材面の品質	樹種名	寸法
	※１等　○２等		

○ 化粧ばり造作用集成材

使用箇所	見付材面の品質	心材樹種名（単一針葉樹）	化粧樹種名	化粧板厚	寸法
	※１等　○２等				

○ 造作用単板積層材

使用箇所	表面の品質	防虫処理	厚さ
	※天然木化粧加工　○塗装加工　○加工しない		

集成材のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ｽﾁﾚﾝ（以下ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等という）の放散量
JASで定める　※ F☆☆☆☆　○ F☆☆☆　○
※非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤使用並びに非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを放散しない塗料使用(単板積層材に限る)　○

⑥ 床張り用合板 (12.2.3)

押入れ、物入れ等の床　普通合板（国内産樹種表面材）
接着の程度　※ １類　○ ２類　板面の品質　※ 針葉樹　※ C-D
○ 広葉樹　○ １等　※ ２等
畳床下地材及びフローリング張り等の下地材
構造用合板(針葉樹)　接着の程度　※ １類２級　板面の品質　※ C-D
ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ15mm 曲げ強さ・接着剤の区分
○ 13Pﾀｲﾌﾟ又は13Mﾀｲﾌﾟ　○
合板類のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量
JASで定める　※ F☆☆☆☆　○ F☆☆☆　○
※ 非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤使用(普通合板及び構造用合板に限る)　○

⑦ 接着剤 (12.2.6)

接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量
ＪＩＳで定める ※ F☆☆☆☆　○ F☆☆☆　○
接着剤に含まれる可塑剤
※ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-n-ﾌﾞﾁﾙ、ﾌﾀﾙ酸ｼﾞ-3-ｴﾁﾙﾍｷｼﾙ（以下ﾌﾀﾙ酸-ﾌﾞﾁﾙ等という）
を含有しない、難揮発性のものとする。

⑧ 防腐、防蟻及び防虫処理 (12.2.8)～(12.2.10)

※木材保存剤（防腐、防蟻処理）は、ｸﾛﾙﾋﾟﾘﾎｽ等を含有しない非有機リン系とする。
※木材保存剤（防腐、防蟻処理）にクレオソートは使用しない。
※処理の方法は、工場における加圧とし、十分に乾燥を行う。　ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を2回塗布する。
防蟻処理　※ 行う（範囲：　）　○ 行わない
防虫処理　※ 行う（範囲：ラワン材等　○「製材の日本農林規格」による保存処理 K1）
○ 行わない

⑬ 屋根及びとい工事

① 性能

※本特記仕様書「１章 一般共通事項　4 風圧力及び積雪に対する性能」を満足させること。

② 長尺金属板葺 (13.2.2) (13.2.3)

(表13.2.1)

屋根葺形式	材料の種類等	厚さ(mm)	下葺材料
○ 瓦棒葺	※ 塗装溶融55%ｱﾙﾐｰ亜鉛ﾒｯｷ鋼板	※ 0.4	※ ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ940
● 横葺	● 着色亜鉛鋼板	● 0.35	※ ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ940

専門工事業者　※ 製造所の指定業者とする　○
※建築基準法に基づき定まる風圧力・積雪荷重に対応した工法を品質計画により定める。

3折板葺 (13.3.2)

形式による区分	※ 重ね形　○ はぜ締め形　○ 嵌合形		
山高（mm）		耐力	
山ピッチ（mm）		板厚（mm）	※ 0.6　○ 0.8
材料による区分	※ 塗装溶融亜鉛ﾒｯｷ鋼板　○　(表13.2.1)		
軒先面戸板	※ 有り(軒先面戸・換気面戸)　○ 無し		
けらば変形防止材	○ 鉄鋼製（上塗り ※折板色　○　）○ ｽﾃﾝﾚｽ鋼製		
断熱材張り　○行う	種類（　）　厚さ（　）　防火性能（３０分）		

※建築基準法に基づき定まる風圧力・積雪荷重に対応した工法を品質計画により定める。

4粘土瓦葺 (13.4.2) (13.4.3)

種類、大きさ、産地等　※ Ｊ型　５３Ａ　○
役物瓦の種類
雪止め瓦の使用　○ 有　○ 無
※建築基準法に基づき定まる風圧力・積雪荷重に対応した工法を品質計画により定める。

⑤ とい（雨水） (13.5.2) (13.5.3)

といの材種　○ 配管用鋼管　● 硬質塩ﾋﾞ樹脂　○　(表13.6.1)
（屋内といにＶＰ管は使用しない）
掃除口　※ 設ける　（開放性のある自転車置場のといを除く）
ルーフドレン　※ 鋳鉄製　○ ステンレス製
鋼管製といの防露　※ 行う　（施工箇所　※ 表13.5.4による　○　）
防露材のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　○

⑥ 保証書

※請負業者、屋根施工業者、屋根材料メーカーの連名による保証書を提出すること。
（保証年限：工事目的物引渡しより　10 年間以上とする。）

⑭ 金属工事

① ステンレスの表面仕上げ (14.2.1)

種類	施工箇所　（手すり、タラップ、建具以外）
※ ＨＬ程度	下記以外の見掛り全て
○ ２Ｂ程度	
○ 鏡面仕上げ	

2アルミニウム及びｱﾙﾐﾆｳﾑ合金の表面処理 (14.2.2)

(表14.2.1)

種別	種類	施工箇所　（手すり、成形板、笠木、建具以外）

陽極酸化皮膜の着色方法
※ 二次電解着色　○ 三次電解着色　○

3鉄の亜鉛めっき (14.2.3)

(表14.2.2)

表面処理方法	種別	試験	施工箇所
○ 溶融亜鉛めっき	○ Ａ種　○ Ｂ種　※ Ｃ種	○ 行う	手すり　門扉
○ 電気亜鉛めっき	○ Ｄ種　○ Ｅ種　○ Ｆ種	○ 行う	

④ 軽量鉄骨天井下地 (14.4.1) (14.4.4)

野縁等の種類　屋内　※ 19型　○ 25型　(表14.4.1)
屋外　○ 19型　※ 25型
天井のふところ（1.5m以上3m以下）　※ 補強有
天井のふところ（3m超える）　※ 図示による補強
屋外のはずれ留め補強　※ 有り　○ 無し
耐震性を考慮した補強　○ 有り　○ 無し
耐風圧性を考慮した補強　○ 有り　○ 無し

5軽量鉄骨壁下地 (14.5.3)

スタッド、ランナー等の種類　(表14.5.1)
※表14.5.1におけるｽﾀｯﾄﾞの高さによる区分に応じた種類　○

6金属成形板張り (14.6.3)

(表14.2.1)

形状	製法	材種	寸法（mm）	表面処理
○ スパンドレル形	○ 押出し ○ ロール	※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○	板厚 板幅	○ B-1 種（無着色） ○ B-2 種（着色） ○ C-1 種（無着色） ○ C-2 種（着色） ○ D 種
○ パネル形	※ プレス			

伸縮調整継手　※ 設けない　○ 設ける　（施工箇所は図示）

7アルミニウム製笠木 (14.7.2) (14.7.3)

(表14.2.1)(表14.7.1)

種類	板厚(mm)	表面処理	固定間隔	備考
○ 250 形	1.6	○ A-1種(無着色)	※ 1.3 ｍ程度	※ 押出形材　○ 曲げ材
○ 300 形	1.8	○ A-2種(着色)	○	隅角部及び突当たり部等の役
○ 350 形	2.0	○ B-1種(無着色)		物は本体製所造の仕様による。
○		○ B-2種(着色)		

※建築基準法に基づき定まる風圧力・積雪荷重に対応した工法を品質計画により定める。

⑧ 手すり (14.8.2)

材料及び表面処理	施工箇所
※ ステンレス製SUS304　※ ＨＬ程度　○ 鏡面程度	スロープ
○ 鋼製 亜鉛めっき 外部 ※ Ｃ種 内部 ※ Ｅ種	
○ アルミニウム製　※ Ｂ－１　○	

9タラップ及び丸環 (14.8.3)

材種　※ステンレス製SUS304（表面処理２Ｄ程度）○

⑩ 天井点検口

※アルミニウム製既製品（450 ×450 ）（ １３ ）箇所
○アルミニウム製既製品（600 ×600 ）（　）箇所

11床点検口

○アルミニウム製既製品（600 ×600 ）（　）箇所
○ステンレス製既製品　（600 ×600 ）（　）箇所
○ 鋳鉄製マンホール蓋　（　）型　（　）φ　（　）箇所

12屋上点検口

寸法（mm）　○ φ600　○ 500角
断熱材　○ 有り　○ 無し

章	項目	特記事項

⑮ 左官工事

① モルタル塗り (15.2.2)～(15.2.5)

既製目地材
　○ 適用する　（形状　　　　　　　　　　　　　　　　　）
床の目地
　○ 設ける　（工法　※標仕15.2.6(b)(3)による　○　　　　　　　）

② 床ｺﾝｸﾘｰﾄ直均し仕上 (15.3.1)

塗り物、敷物、張り物等の下地への適用
　○ 適用する　（適用床仕上げ、範囲　　　　　　　　　　　）

3 セルフレベリング材塗り (15.4.2)

※種類及び品質は表15.4.1による
　○ 石こう系　○ セメント系　　厚さ（mm）※10　　○ 15

4 仕上塗材仕上げ (15.5.2)

○ 薄付け仕上塗材　　　　（表15.5.1）

種類（呼び名）	仕上げ		工法	備考
○ 外装薄塗材Si	○ 砂壁状	○ ゆず肌状	吹付け	
	○ ゆず肌状	○ さざ波状	ローラー	
○ 可とう型外装薄塗材Si	○ 砂壁状	○ ゆず肌状	吹付け	
	○ ゆず肌状	○ さざ波状	ローラー	
○ 外装薄塗材E	○ 砂壁状	○ ゆず肌状	吹付け	
	○ 平たん状	○ 凹凸状	こて塗	
	○ ゆず肌状	○ さざ波状	ローラー	
	○ 着色骨材砂壁状	○ 吹付け	○ こて塗	
○ 可とう形外装薄塗材E	○ 砂壁状	○ ゆず肌状	吹付け	
	○ 平たん状	○ 凹凸状	こて塗	
	○ ゆず肌状	○ さざ波状	ローラー	
○ 防水形外装薄塗材E	○ ゆず肌状	○ さざ波状	ローラー	
（○ 増塗材）	○ 凹凸状		吹付け	
○ 外装薄塗材S	砂壁状		吹付け	
○ 内装薄塗材C	○ 凹凸状		吹付け	
○ 内装薄塗材L	○ 平たん状	○ 凹凸状	こて塗	
	○ ゆず肌状	○ さざ波状	ローラー	
○ 内装薄塗材Si	○ 砂壁状じゅらく	○ ゆず肌状	吹付け	
○ 内装薄塗材E	○ 平たん状	○ 凹凸状	こて塗	
	○ ゆず肌状	○ さざ波状	ローラー	
○ 内装薄塗材W	○ 京壁状じゅらく	○ ゆず肌状	吹付け	
	○ 平たん状	○ 凹凸状	こて塗	

○ 厚付け仕上塗材　　　　（表15.5.1）

種類（呼び名）	仕上げ		工法	備考
○ 外装厚塗材C	○ 吹放し	○ 凸部処理	吹付け	
	○ 平たん状	○ 凹凸状	こて塗	
（○ 上塗材）	○ ひき起し	○ かき落とし		
○ 外装厚塗材Si	○ 吹放し	○ 凸部処理	吹付け	
○ 外装厚塗材E	○ 平たん状	○ 凹凸状	○ こて塗	
（○ 上塗材）	○ ひき起し		○ ローラー	
○ 内装厚塗材C	○ 吹放し	○ 凸部処理	吹付け	
	○ 平たん状	○ 凹凸状	こて塗	
	○ ひき起し	○ かき落とし		
○ 内装厚塗材L	○ 平たん状	○ 凹凸状	こて塗	
	○ ひき起し	○ かき落とし		
○ 内装厚塗材G	○ 平たん状	○ 凹凸状	こて塗	
	○ ひき起し	○ かき落とし		
○ 内装厚塗材Si	○ 吹放し	○ 凸部処理	吹付け	
○ 内装厚塗材E	○ 平たん状	○ 凹凸状	○ こて塗	
	○ ひき起し		○ ローラー	

○ 複層仕上塗材　　　　（表15.5.1）

種類（呼び名）	仕上げ		工法	備考
○ 複層塗材CE	○ 凸部処理		吹付け	
○ 複層塗材Si	○ 凹凸模様			
○ 複層塗材E				
○ 複層塗材RE	○ ゆず肌状		ローラー	
○ 可とう形複層塗材CE	○ 凸部処理	○ 凹凸模様	吹付け	
	○ ゆず肌状		ローラー	
○ 複層塗材RS	○ 凸部処理	○ 凹凸模様	吹付け	
	○ ゆず肌状		ローラー	
○ 防水形複層塗材CE	○ 凸部処理		吹付け	
○ 防水形複層塗材E	○ 凹凸模様		（○	
○ 防水形複層塗材RS			増塗材）	
○ 防水型複層塗材RE	○ ゆず肌状		ローラー	

○ 軽量骨材仕上塗材　　　　（表15.5.1）

種類（呼び名）	仕上げ	工法	備考
○ 吹付用軽量骨材	砂壁状	吹付け	
○ こて壁用軽量骨材	平たん状	こて塗	

仕上げ塗材を内装に使用する場合、ホルムアルデヒド等の放散量
　JISで定める　※F☆☆☆☆　○ 大臣認定品　○

5 仕上塗材の下地処理 (15.5.4)

ALCパネルの内壁目地部の形状　※Ｖ型目地付き　○

6 ロックウール吹付け (15.7.2)

吹付け厚さ（mm）	施工箇所
	※仕上げ表による

ﾛｯｸｳｰﾙのホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　○
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　○

⑯ 建具工事

① 性能

※本特記仕様書「１章 一般共通事項　４ 風圧力及び積雪に対する性能」を満足させること。

2 見本の製作等 (16.1.4)

建具見本の製作　○ 行う　（建具番号　　　　　　　　　）
特殊な建具の仮組　○ 行う　（建具番号　　　　　　　　　）

3 防犯建物部品 (16.1.6)

開口部の進入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」を適用する箇所
　・ドア　　適用箇所　（　　　　　　　　　　）
　・サッシ　適用箇所　（　　　　　　　　　　）
　・シャッター適用箇所　（　　　　　　　　　　）

④ アルミニウム製建具 (16.2.2)～(16.2.4)

外部に面するアルミニウム製建具の性能等級　　　　（表16.2.1）

性能等級	※ A種	○ B種	○ C種
耐風圧性	※ S－4　○	※ S－5　○	※ S－6　○
気密性	※ A－3	○	※ A－4　○
水密性	※ W－4	○	※ W－5　○
枠見込み（mm）	※ 80	● 100	※ 100　○

表面処理　　　　（表14.2.1）

種別	施工箇所
○ B-1種（無着色）	
● B-2種（着色）	
○	
○	

○防音ドアセット、防音サッシの適用（遮音性の等級　　　　　　）
○断熱ドアセット、断熱サッシの適用（断熱性の等級　　　　　　）
○耐震ドアセットの適用　（面内変形追随性の等級　　　　　　）
●住宅用半外付規格品サッシ　（メーカー仕様に準ずる　　　　　　）

5 網戸 (16.2.3)

防虫網　網の種別　※ 合成樹脂製　○ガラス繊維入り合成樹脂製
　　　　　　　　　○ステンレス製（SUS316）
　　　　形　式　※ 外部可動式　○ 固定式
　　　　線径、網目　※0.25mm以上、16～18メッシュ　○

6 鋼製建具 (16.3.2) (16.3.4)

外部に面する建具の耐風圧性　○ S－4　○ S－5　○ S－6　　（表16.2.1）
簡易気密扉の気密性、水密性　※ 適用する　○ 適用しない　　（表16.3.1）
○防音ドアセット、防音サッシの適用（遮音性の等級　　　　）
○断熱ドアセット、断熱サッシの適用（断熱性の等級　　　　）
○耐震ドアセットの適用　（面内変形追従性の等級　　　　）
JISただし書き建具の寸法許容差（これ以外は標仕による）
　※製造所標準製作規定寸法許容差による

7 鋼製軽量建具 (16.4.2) (16.4.4)

簡易気密扉の性能値　※ 適用する（A－3）　○ 適用しない
○防音ドアセット、防音サッシの適用（遮音性の等級　　　　）
○断熱ドアセット、断熱サッシの適用（断熱性の等級　　　　）
○耐震ドアセットの適用　（面内変形追従性の等級　　　　）

8 ステンレス製建具 (16.5.2) (16.5.3) (16.5.4)

外部に面する建具の耐風圧性　○ S－4　○ S－5　○ S－6　　（表16.2.1）
簡易気密扉の気密性、水密性　※ 適用する　○ 適用しない　　（表16.3.1）
○防音ドアセット、防音サッシの適用（遮音性の等級　　　　）
○断熱ドアセット、断熱サッシの適用（断熱性の等級　　　　）
○耐震ドアセットの適用　（面内変形追従性の等級　　　　）
ステンレス鋼板　※ JIS G 4305
ステンレス鋼板（屋外）　※ SUS304　○ SUS430J1L
ステンレス鋼板（屋内）　※ SUS304　○ SUS430J1L　○ SUS430
JISただし書き建具の寸法許容差（これ以外は標仕による）
　※製造所標準製作規定寸法許容差による
表面仕上げ　※ HL仕上げ　○ 鏡面仕上げ
曲げ加工　※ 普通曲げ　○ 角出し曲げ

⑨ 木製建具 (16.6.2)

建具材の含水率の種別　○ A種　※ B種　○ C種
代用樹種の適用　※ 可　○ 不可
合板、ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）及びパーティクルボード等の
　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量　JIS又はJASで定める　※F☆☆☆☆　○
製作に使用する接着剤のホルムアルデヒド等の放散量
　JISで定める　※F☆☆☆☆　○ 大臣認定品　○

⑩ 建具用金物 (16.7.2)～(16.7.4)

マスターキーの製作
　○ 作成する　（　　グループ、各グループ　　個）　● 作成しない
　○在来マスターキーに合わせる

ﾚﾊﾞｰﾊﾝﾄﾞﾙ	※ｽﾃﾝﾚｽ	○ ｱﾙﾐ	○ 黄銅	ヒンジクローザー
ｼﾘﾝﾀﾞｰ箱錠	※ｽﾃﾝﾚｽ	○		○ 丁番型　○ ﾋﾟﾎﾞｯﾄ型
本締り錠	※ｽﾃﾝﾚｽ	○		
ｸﾞﾚﾓﾝ錠	※ 亜鉛合金	○ ｽﾃﾝﾚｽ		
順位調整器	※ 鋼製	○ｽﾃﾝﾚｽ		点検口軸吊ﾋﾝｼﾞ
ｱｰﾑｽﾄｯﾊﾟｰ	○ｽﾃﾝﾚｽ	※ 鋼ｸﾛｰﾑﾒｯｷ		○ 自閉装置付き
ﾌﾗﾝｽ落し	※ ｽﾃﾝﾚｽ	○		ドアクローザー
戸当り	○ 亜鉛合金	※ｽﾃﾝﾚｽ		○ 遅延閉り機能付き
引き手	※ ｽﾃﾝﾚｽ	○		

亜鉛合金又は黄銅製の物は、塗装仕上げ又はクロムめっきを行う

11 自動ﾄﾞｱ開閉装置 (16.8.2)～(16.8.4)

（表16.6.3）

開閉方法	センサの種類	その他
※スライディングドア	※ 光線スイッチ	補助センサを併用する
○	○	
○	○	

12 自閉式上吊り引戸装置 (16.9.3)

性能値等の区分　　　　（表16.9.1）

適用戸の総質量(kg)	○40以下	○40を越えるもの
手動開き力(N)	※15以下　○	※20以下　○
手動閉じ力(N)	※15以下　○	※20以下　○

性能等
品質・規格

13 重量シャッター (16.10.2)～(16.10.4)

種類　○一般重量シャッター　（ｼｬｯﾀｰｹｰｽ○設ける）　耐風圧強度（　　　）
　　　○外壁用防火シャッター（ｼｬｯﾀｰｹｰｽ※設ける）　耐風圧強度（　　　）
　　　○屋内用防火シャッター（ｼｬｯﾀｰｹｰｽ※設ける）
　　　○屋内用防煙シャッター（ｼｬｯﾀｰｹｰｽ※設ける）
開閉方式　※上部電動式（手動併用）　○ 上部手動式
　　　（電動式シャッターには保護装置を設ける。）
鋼板類の厚さは表16.10.2による

14 軽量シャッター (16.11.2)～(16.11.4)

開閉方式　○上部電動式（手動併用）　※ 手動式　耐風圧強度（　　　）
　　　（電動式シャッターには保護装置を設ける。）
スラットの材質　※塗装溶融亜鉛めっき鋼板　○
スラットの板厚　※ 0．8　○ 1.0
スラットの形状　※インターロッキング形　○ｵｰﾊﾞｰﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ形
鋼板の厚さは表16.11.2による

15 オーバーヘッドドア (16.12.2)～(16.12.4)

セクション材　※スチールタイプ　○アルミニウムタイプ○ファイバーグラスタイプ
開閉方式　※ バランス式　○ チェーン式　○ 電動式
　　（電動式には保護装置を設ける。）　耐風圧強度（　　　）
収納形式　※スタンダード型　○ローヘッド型　○
　　　　　○ハイリフト型　○バーチカル型
ガイドレール等　※溶融亜鉛めっき鋼板　○ ステンレス製SUS304
鋼板の厚さは表16.12.1による

⑯ ガラス (16.13.2)

種別	種類及び厚さによる種別	種別	種類及厚さによる種別
○ ﾌﾛｰﾄ板ｶﾞﾗｽ		○ 熱線吸収ｶﾞﾗｽ	FLG t3 + FLG t3
○ 型板ガラス		● 複層ガラス	
○ 網入板ガラス		○ 熱線反射ｶﾞﾗｽ	
○ 合わせガラス		○ 倍強度ガラス	
○ 強化ガラス		○	

⑰ ガラス留め材 (16.13.2)

（表9.5.1）

建具の種類	材質
アルミニウム製	※ シーリング材(SR-1)　○ ガスケット
鋼製・軽量鋼製・ステンレス製	※ シーリング材(SR-1)　○ パテ　※ １種　○ ２種
木製	※ パテ（木製用）　○

※防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。
※防音仕様、断熱仕様及び耐震仕様については図示による。
※出入口のくつずりにステンレスを使用する場合は図示による。

18 ガラスブロック (16.13.5)

寸法（mm）	厚さ（mm）	色調		パターン	防火認定
	○	○ クリア	○ カラー（）		※ なし
×	○ 図示	○ 乳白	○ 熱線反射		○ あり

※ 品質規格はJIS A5212 による
※建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を品質計画により定める。
○ 金属製化粧カバー　材質　※ SUS304 ，寸法・形状　※ 図示による

19 ポリカーボネイト樹脂板

種類
厚さ（mm）

17 カーテンウォール工事

1 性能 (17.1.3)

※本特記仕様書「１章 一般共通事項　４ 風圧力及び積雪に対する性能」を満足させること。

耐風圧性	○ S4	○ S5	○ S6	○	○
耐震性	水平方向(KH) ※ 1.0	○	鉛直方向(KV) ※ 0.5	○	
水密性	○ W1	○ W2	○ W3	○ W4	○ W5
気密性	○ A1	○ A2	○ A3	○ A4	○
耐火性	※ 図示	○ 30分	○ 1時間	○	
耐温度差性(°C)	○ 80	○ 70	○ 60	○	
遮音性	○ T1	○ T2	○ T3	○ T4	○
断熱性	○ H1	○ H2	○ H3	○ H4	○ H5

2 メタルカーテンウォール (17.2.2)～(17.2.3)

材料	※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製　○
形状・寸法	※ 図示による
断熱材	※ 図示による
見え掛り仕上げ	○ A-1種（無着色）　○ A-2種（着色）

3 PCｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ (17.1.3) (17.3.2)～(17.3.3)

耐風圧性		耐震性		水密性	
気密性		耐火性		形状・仕上げ	
材料		取付		ガラスの取付	

コンクリート　○ 種類　○ 品質

4 シーリング材及びガラス取付材料

※（表9.6.1）による　○
(17.2.2) (17.3.2)

5 構造用ガスケット (17.2.2) (17.3.2)

形状　※ 図示による　○
寸法　※ 図示による　○

⑱ 塗装工事

① 塗装業者

● 日本塗装工業会の会員
○ 監督職員の承諾する塗装業者

② 塗装材料 (18.1.3)

塗料のホルムアルデヒド等の放散量
　JISで定める　※F☆☆☆☆　○F☆☆☆　○
塗料のトルエン、キシレン、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ 含有量の少ない規格品

③ 素地ごしらえ (18.2.2)～(18.2.7)

（表18.2.1）～（表18.2.7）

素地	種別	備考
木部	※ A種　○ B種	透明塗料の場合はB種とする
鉄鋼面	○ A種　○ B種　※ C種	
亜鉛めっき面	○ A種　○ B種　○ C種	塗り工法に応じた節の規定による
モルタル及びプラスター面	○ A種　※ B種　○ C種	
ｺﾝｸﾘｰﾄ及びALCパネル面	○ A種　※ B種　○ C種	
ｺﾝｸﾘｰﾄ及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	○ A種　○ B種　○ C種	塗り工法に応じた節の規定による
石こうボード及びその他ボード面	○ A種　※ B種　○ C種	継目処理工法はA種とする。

4 錆止め塗料塗り (18.3.2) (18.3.3)

錆止め塗料の種別　　　　（表18.3.1）～（表18.3.4）

塗面	種別	屋外	屋内	規格名称	塗料種類	塗装工程種別	備考
鉄鋼面	A種	※	※	ｼｱﾅﾐﾄﾞ鉛さび止め	２種	鉄鋼面 見掛かり部分 ※ A種 ○ B種 見隠れ部分 ○ A種 ※ B種	
		○	○	鉛・ｸﾛﾑﾌﾘｰさび止め	１種		
	B種	―	○	水系さび止め	―		屋内EP-G塗
		―	○	鉛・ｸﾛﾑﾌﾘｰさび止め	２種		
亜鉛ﾒｯｷ面	A種	※	※	鉛酸ｶﾙｼｳﾑさび止め	―	鋼製建具等 ※ A種 ○ B種	
	B種	○	○	変成ｴﾎﾟｷｼ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ			
	C種	―	○	水系さび止め	１種	その他 ※ C種	屋内EP-G塗

⑤ 塗装工程 (18.4.1)～(18.13.2)

工程の種別　　　　（表18.4.1）～（表18.13.1）

記号	名称	種別		
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り	木部	屋内	○ A種　※ B種
			屋外	※ A種　○ B種
		鉄鋼面		○ A種　※ B種
CL	クリヤラッカー塗り	○ A種　※ B種		
NAD	ｱｸﾘﾙ樹脂系非水分散型塗料塗り	○ A種　※ B種		
DP	耐候性塗料塗り	○ A種　○ B種　○ C種（ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面のみ）		
	上塗り	○ １級　ふっ素樹脂系等 ○ ２級　シリコン系等 ※ ３級　ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ系等		
EP-G	つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り	○ A種　※ B種		
EP	合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り	○ A種　※ B種		
EP-T	合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗料塗り	○ A種　※ B種		
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り	○ A種　※ B種		
OS	オイルステイン塗り			
WP	木材保護塗料塗り	○ A種　※ B種		

6 マスチック塗材塗り (18.14.2)

（表18.14.1）

	仕上塗りの種別
○ A種	※つや有合成樹脂エマルションペイント
※ B種	○

保証年限　※７年（鉄面を除く）、３年（鉄面）○　　年
※請負業者と塗装施工業者又は事業協同組合の連名による保証書を提出すること。

訂正	月.日			作成 年 月 日	承認		名称	図面No.
	.		菅設計工務　１級建築士事務所	2012. 5. 31			与謝野町立後野地区公民館新築工事	A－04
	.		１級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二	発行	担当	製図	特記仕様書（４）	縮尺 _
	.							

章	項目	特記事項

⑲ 内装工事

① 接着剤 (19.2.2)(19.3.3)(19.5.5)(19.5.6)(19.7.2)(19.8.2)(19.9.2)

ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ、ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ、ｺﾞﾑ床ﾀｲﾙ、ｶｰﾍﾟｯﾄ、ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ、ﾎﾞｰﾄﾞ類、合板、壁紙、断熱材の接着に使用する接着剤
ホルムアルデヒド等の放散量　ＪＩＳで定める※Ｆ☆☆☆☆　○ 大臣認定品
トルエン、キシレン、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ　※ 含有量の少ない規格品
接着剤に含まれる可塑剤
（壁紙用）※ﾌﾀﾙ酸ｰﾌﾞﾁﾙ等を含有しない、難揮発性のもので規格品
（木工用）※ﾌﾀﾙ酸ｰﾌﾞﾁﾙ等を含有しない、難揮発性のもの

② ビニル床シート張り (19.2.2)

種類	記号	厚さ（mm）	色柄	工法	施工箇所
※ 発泡層のないもの	※ ＮＣ	※2.5	※ 無地	※ 熱溶接	※ 仕上表による
○ 発泡層のあるもの	○	○	○ マーブル		

3 ビニル床タイル張り (19.2.2)

種類	記号	厚さ（mm）	品質・規格
※コンポジションビニル床タイル（半硬質）	ＣＴ	※ 2.0	
○コンポジションビニル床タイル（軟質）	ＣＴＳ	○ 2.5	
○ホモジニアスビニル床タイル	ＨＴ	○	

4 帯電防止床タイル (19.2.2)

種類	性能	厚さ（mm）
○ 帯電防止床シート	※ 体積抵抗値 1.0×10^{9} Ω以下	
○ 帯電防止床タイル	○	

⑤ 誘導用、注意喚起用床材 (19.2.2)

種類	寸法（mm）	厚さ（mm）
○ 塩化ビニル系	※ ３００mm角	
○ レジンコンクリート系	○ １５０mm角	
● 磁器又はせっ器質タイル	○	

6 耐動荷重性床ｼｰﾄ (19.2.2)

種類（　　　）厚さ（　　　）

⑦ ビニル幅木 (19.2.2)

種類	寸法（mm）	厚さ（mm）
● 軟質　○ 硬質	○ 60　● 75　○ 100　○	※ 1.5　○ 2.0

8 ゴム床タイル張り (19.2.2)

色柄	厚さ（mm）	寸法（mm）	品質・規格

⑨ カーペット敷き (19.3.3)(19.3.4)

カーペットの種類等	施工箇所
ループパイル 500×500×t6.5	図示

※帯電性　人体帯電圧値3KV以下

10 合成樹脂塗り床 (19.4.2)

○ 弾性ウレタン系塗床材
※ 平滑仕上げ　○ 防滑仕上げ　○ つや消し仕上げ
塗厚（mm）○
○ エポキシ樹脂系塗床材
※ 薄膜流し展べ仕上げ　○ 厚膜流し展べ仕上げ（ ○ 平滑　○ 防滑 ）
○ 樹脂モルタル仕上げ（ ○ 平滑　○ 防滑 ）　○ 防滑仕上げ
塗料のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆

11 フローリング張り (19.5.2)～(19.5.7)

単層フローリング　(表19.5.1)(表19.5.3)

種別	樹種	厚さ(mm)	下張り	工法	備考
○ フローリングボード	※ なら ○	※ 15 ○	※ あり ○ なし	○ 釘留め工法 ○ 接着工法	
○ フローリングブロック	※ なら ○	※ 15 ○		○ ﾓﾙﾀﾙ埋込工法 ○ 接着工法	○ 防水処理足金物付

複合フローリング　（ 種別　○ １種　○ ２種　○ ３種 ）

種別	樹種	厚さ(mm)	下張り	工法	備考
○ １×６タイプ ○ フローリングボードタイプ ○	※ なら ○	※ 15 ○	※ あり ○ なし	○ 釘留め工法 ○ Ａ種　○ Ｂ種 ※ Ｃ種 ○ 接着工法	

※下張りは合板張りによる。ただし、Ｃ種釘留め工法は下張りなしとする。
仕上げ塗装　※ウレタン樹脂ワニス塗り（１液形）Ｂ種
○オイルステインの上ワックス塗り　○ 生地のままワックス塗り
フローリング材のホルムアルデヒド等の放散量
JIS又はJASで定める　※ F☆☆☆☆　○ F☆☆☆　○
※接着剤等不使用(単層ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ限)、ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを発散しない塗料等使用(単層ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ限)、非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤使用並びに非ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ系接着剤及びﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞを発散しない塗料等使用とする。

12 縁甲板張り (12.5.1)

樹種	等級	仕上程度	施工箇所

⑬ 畳敷き (19.6.2)

種別　○ Ａ種　○ Ｂ種　○ Ｃ種　○ Ｄ種　(表19.6.1)

⑭ せっこうボード、その他ボード及び合板張り (19.7.2)

種別　※表19.7.1によるＪＩＳ規格品とする　(表19.7.1)

種類	規格、厚さ（mm）等		
● せっこうボード(GB-R)	※ 12.5(不燃)　○ 9.5(準不燃)		
● 化粧せっこうボード(GB-D)	● 杉柾模様 ● トラバーチン模様 (軽鉄下地は専用のものとする)	○ 12.5(不燃)	
● 不燃積層せっこうボード(GB-NC)	● トラバーチン模様 ● 模様なし	※ 9.5(不燃)	
○ シージングせっこうボード(GB-S)	○ 15(不燃)　○ 12.5(準不燃)　※ 9.5(準不燃)		
○ 強化せっこうボード(GB-F)	○ 21(不燃)　○ 15(不燃)　○ 12.5(不燃)		
○ ロックウール吸音ボード(RW-B)	※ 25　○		
○ グラスウール吸音ボード(GW-B)	※ 25　○		
○ 吸音あなあきせっこうボード(GB-P)	○ 9.5(準不燃)		
○ ロックウール化粧吸音板(DR)	内部用	フラット	○ 12(不燃)　※ 9(不燃)
		立体模様	○ 15(不燃)　※ 12(不燃)
	軒天用	フラット	○ 12(不燃)　※ 9(不燃)
		立体模様	○ 15(不燃)　※ 12(不燃)
● けい酸カルシウム板(0.8FK)	タイプ２（無石綿）○ 8.0　○ 6.0　○		
● メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903 による ※ 1.2		
○ 難燃木毛セメント板	○ 30　○ 25　○ 20　○ 15		
○ 断熱木毛セメント板	○ 30　○ 25　○ 20　○ 15		

種類	仕様
○ 普通合板 (※難燃処理○防煙処理)	厚さ　接着の程度　表板樹種 表板の品質　防虫処理○行う
○ 天然木化粧合板 (※難燃処理○防煙処理)	厚さ　接着の程度 化粧板樹種　○ なら　○ しおじ　防虫処理○行う
○ 特殊加工化粧合板 (※難燃処理○防煙処理)	厚さ　接着の程度　化粧加工の方法 表面性能　○Ｆ　○FW　○W　○WS　防虫処理○行う
○ その他下張り用合板	

軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材
※ アクリル系シーリング　○ ジョイントコンパウンド
せっこうボードの目地処理　(表19.7.5)
○ 目透かし　● 突付け　○ 継目処理
合板類の張付け　(表19.7.3)
○ Ａ種　※ Ｂ種
ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ、MDF、合板、化粧合板等のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量
JASで定める　※ F☆☆☆☆　○ F☆☆☆　○

⑮ 壁紙張り (19.8.2～.3)

防火性能・品質・規格・施工箇所　※ 図示による
壁紙のホルムアルデヒド等の放散量
ＪＩＳで定める　※ F☆☆☆☆　○ 大臣認定品　○
素地ごしらえ　モルタル及びプラスター面　○ Ａ種　※ Ｂ種　(表18.2.4)
コンクリート面　○ Ａ種　※ Ｂ種　(表18.2.5)
せっこうボード面
目地継目処理工法の場合　※ Ａ種　○ Ｂ種　(表18.2.7)
突付け・目透し工法の場合　○ Ａ種　※ Ｂ種　(表18.2.7)

⑯ 天井廻り縁

材質　○ アルミニウム製　● 塩化ビニル製

⑰ 断熱・防露 (19.9.2)(19.9.3)

○ 打込み工法　○ ﾋﾞｰｽﾞ法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ　種類（　　）
断熱材厚さ（　　）　難燃性等級（　　）
○ 硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ　種類（　　）
断熱材厚さ（　　）　難燃性等級（　　）
○ ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ　種類（　　）
断熱材厚さ（　　）　難燃性等級（　　）
※ Ｆ☆☆☆☆
● 押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ　種類（ ３種 ）
断熱材厚さ（ ２５ ）　難燃性等級（ － ）
○ 現場発泡工法　○ 建築物断熱用吹付硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ　種類（ ※ A種1 ）
断熱材厚さ（　　）　難燃性等級（　　）
※開口部等補修用接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量はJISで定めるＦ☆☆☆☆とする
※特定フロンを使用しないものとする。

● 住宅用グラスウール断熱材
天井：高性能グラスウール１４Ｋ／㎡　厚さ（ １５５ ）
外壁：高性能グラスウール１４Ｋ／㎡　厚さ（ ８５ ）

⑳ ユニット及びその他の工事

1 家具、ﾕﾆｯﾄ等の揮発性有機化合物対策

収納家具その他ユニットに使用する材料で、合板、化粧合板、MDF等の
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量　JASで定める　※ F☆☆☆☆　○ F☆☆☆　○
収納家具その他ユニットに使用する合板等の接着剤
ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等の放散量　ＪＩＳで定める　※ F☆☆☆☆　○ F☆☆☆　○
接着剤に含まれる可塑剤
※ﾌﾀﾙ酸ｰﾌﾞﾁﾙ等を含有しない、難揮発性のもの　○

2 フリーアクセスフロア (20.2.2)

※建設技術評価制度「耐震型ﾌﾘｰｱｸｾｽﾌﾛｱの開発」の技術評価を取得した製品とする。

○ パネル構法

施工箇所	設定高さ（mm）	地震時水平力	床仕上げ
		○ 1.0 Ｇ ○ 0.6 Ｇ	※ タイルカーペット ○ 帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ

○ 溝構法

施工箇所	設定高さ（mm）	地震時水平力	床仕上げ
		○ 1.0 Ｇ ○ 0.6 Ｇ	※ タイルカーペット ○ 帯電防止ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ

※表面仕上げ材の品質、規模等は、標仕１８章内装工事による。

スロープ及びボーダー　※ 製造所の標準仕様　○ 図示
コンセント等の取付け　※ 製造所の標準仕様　（コンセント本体は別途設備工事）
配線用取出し用開口　※ 対応品又は工場加工品　（施工箇所は図示）
空調用吹出しパネル　○ あり　（ ※ 固定式　○ 可変式　施工箇所は図示 ）

3 可動間仕切 (20.2.3)

種類			遮音性	ﾊﾟﾈﾙ内に取付ける建具
構造形式	構成基材	表面仕上		寸法・形状
※ パネル式 ○ スタッド式 ○ ｽﾀｯﾄﾞﾊﾟﾈﾙ式		※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付 ○		

4 移動間仕切 (20.2.4)

パネル操作方法による種類	パネル表面材・仕上	パネル圧接装置の操作方法	遮音性能

あと施工アンカー　材質（　　）　寸法（　　）
引抜耐力試験　※ 行う

⑤ トイレブース (20.2.5)

表面材　※ メラミン樹脂系化粧板　○ ポリエステル樹脂系化粧板
（ ※標準色、アルミ製コーナーエッヂ付き）
（ ○　　）
脚部　※ 幅木型　● 足金物型
ヒンジ　※ グレビティーヒンジ

6 階段滑り止め (20.2.6)

材種　※ ステンレス製（SUS304）　幅　※ 約３５mm
形状　※ ビニルタイヤ入り　両端ﾌﾗｯﾄｴﾝﾄﾞ　※ あり　（ ※ ビニル　○ SUS304 ）
取付工法　※ 接着工法　○ 埋込み工法

7 階段手すり

○ステンレス製　（SUS304　ＨＬ仕上）　径　mm　（仕様は金属工事参照）
○ 集成材クリアラッカー仕上げ　径　mm
○ ビニル製ハンドレール　※ 丸型　径　mm　○ 平型　幅　mm

8 黒板及びホワイトボード (20.2.8)

	種類	寸法（mm）	色彩	備考
○ 黒板	※ 焼付け ○		※ 緑 ○ 黒	○ 曲面 ○ スクリーン付引分け
○ ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ	※ ほうろう ○		※ 白	○ 曲面 ○ スクリーン付引分け

額縁金属　※ アルミ製　（表面処理の種別　※ Ｂ－２　○ Ｂ－１ ）
品質・規格

⑨ 鏡 (20.2.9)

厚さ（mm）　※ ５　○

⑩ 表示・標識 (20.2.10)(20.2.11)

衝突防止表示
※ 図示　（ 市販品　※ ステンレス製 径 30 mm　○　　）
○ なし
法令に基づく表示
※非常用進入口表示等は消防法に適合する市販品とし、その他は標準詳細図による。

室名札

厚さ(mm)	材質	色	書体	印刷等の種類	取付け形式
※ ５ ○	※ アクリル板 ○ アルミ板		※ 角太ゴシック ○ 丸	※ シルク印刷 ○	● 平付型 ○ 持出型

外国語表現　○ 行う　（ ○ 英語　○　　）
寸法（mm）　○ 50×250　○ 60×250　○ 図示

ピクトグラフ（便所、車いす、階段等）

厚さ(mm)	材質	印刷等の種類	取付け形式	備考
※ ５ ○	○ アクリル板 ※ アルミ板	※ シルク印刷 ○	※ 平付型 ○ 持出型	

寸法（mm）　○ 150×150　○ 図示

案内板（館内、各階、便所）

厚さ(mm)	材質	色	書体	印刷等の種類	取付け形式
※ ５ ○	※ アクリル板 ○ アルミ板		※ 角太ゴシック ○ 丸	※ シルク印刷 ○	○ 平付型 ○ 持出型

外国語表現　○ 行う　（ ○ 英語　○　　）
寸法（mm）　○ 600×600　○ 100×600　○ 200×200　○ 図示
館名板等
品質・規格

⑪ ブラインド (20.2.12)

形式	スラットの材種	開閉方式	スラットの幅（mm）
※ 横形	※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金　○	※ ギヤ式　○ コード式	※ 25　○ 35
○ 縦形	○ ｱﾙﾐｽﾗｯﾄ　○ ｸﾛｽｽﾗｯﾄ		○ 80　※100

12 ロールスクリーン (20.2.13)

操作方法　○ スプリング式　○ チェーン式
幅及び高さ
スクリーンの材種　○ 布製　○ ガラス繊維製　○ 木製
品質・規格

13 カーテン (20.2.14)

(20.2.14)

取付箇所	形式				開閉操作方法			カーテン用切れ地の	ひだの種類
	ｼﾝｸﾞﾙ	ﾀﾞﾌﾞﾙ	片引	引分	電動	ひも引	手引	種別・品質・特殊加工等	
	○	○	○	○	○	○	○		
	○	○	○	○	○	○	○		
	○	○	○	○	○	○	○		
	○	○	○	○	○	○	○		
	○	○	○	○	○	○	○		

消防法で定める防炎性能の表示があるもの

⑭ カーテンレール (20.2.14)

材種　※ アルミニウム製　● ステンレス製　○
形式　● 片引き　○ 引分け　（暗幕用は300 mm以上の召合せの重ね掛けとする。）
形状　● Ｃ型　○ Ｄ型　○ 角型

15 ブラインドボックス カーテンボックス

○ 図示　○市販品（アルミニウム製　押出し型材）
仕様等　溝幅×深さ（mm）※ 90×150　○ 150×80　○ 120×80　○
表面処理　○ Ｃ－１（無着色）　○ Ｃ－２（着色）

16 くつふきマット

材種　○塩化ビニル製（コイル状　ステンレス製（SUS304）受枠）
○硬質アルミニウム合金（受枠とも）　○ステンレス製（SUS304）（受枠とも）
○ゴム製（ステンレス製（SUS304）受枠）

17 鋼製書架及び棚

品質・規格

18 収納家具(木製)

品質・規格

19 掲示板

	枠の材質	表面の材質	照明器具	施錠	品質・規格
○ 屋内	※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製（B-2） ○ ｽﾃﾝﾚｽ製（SUS304）		―	―	
○ 屋外	※ ｱﾙﾐﾆｳﾑ製（B-2） ○ ｽﾃﾝﾚｽ製（SUS304）		※ あり ○ なし	※ あり ○ なし	

20 カウンター

品質・規格

⑳ ユニット及びその他の工事

21 洗面カウンター

材種　○メラミン樹脂化粧板張り（芯材：集成材）○人工大理石（品質　図示）
奥行き（mm）　○約450　○約600　○

22 流し台ユニット

種類	部品寸法（mm）	規格	仕様
● 調理作業台	Ｌ＝１５００	● 業務用	バックガード有り
● 一槽水切付流し台	Ｌ＝１２００	● 業務用	トラップ付き
● 調理作業台	Ｌ＝１２００	● 業務用	バックガード有り
● 深流し台	Ｌ＝９００	● 業務用	トラップ付き
● 実習台	Ｌ＝１８００	● 業務用	３口コンログリル付

23 非常用救助袋等

※垂直降下式緩下機は消防法に基づく国家検定に合格したものとする。
形式　○傾斜式　○垂直式
品質・規格

24 鍵箱

市販品　形式　※釣下式　○差込式
（○30　○60　○120　○　）組用　（　）個

25 定礎

定礎石　○御影石 文字掘込共 寸法 450×600×30　○
定礎銘板　○銅板製 両面文字掘込共 寸法Ｂ４版 厚さ５mm　○
定礎箱　○銅版製　寸法 400×300×60　○

26 旗竿受金物

材種　※ステンレス鋼（SUS304）（市販品　※１箇所　○　箇所）
品質・規格

27 旗ポール

材質	形式	地上高さ（m）	操作方法	固定方法
※アルミニウム合金	※テーパー型	○６　○１０	※ハンドル式	○埋込式
○	○同一断面型	○８　○	○ロープ式	○ベース式

品質・規格

28 煙突ライニング (20.2.11)

煙突用成形ライニング材及びキャスタブル耐火材
最高温度　※４００℃　○６５０℃
品質・規格

29 間知石及びコンクリート間知ブロック (20.4.2) (20.4.3)

間知石の材種　※花こう岩　○
コンクリート間知ブロック　面の形状　○長方形　○正方形　○六角形　○Ｈ型
質量区分　○ブロックＡ　○ブロックＢ
地業の材料　※再生クラッシャラン　○
練積みの工法　○谷積み　○布積み　（目塗り　○行う）
伸縮目地材の材種、厚さ

30 敷地境界石標

種別　○花こう石類（文字記号入り）　※コンクリートブロック製（市販品）

31 車止め

形式	材質	柱径・肉厚（mm）	高さ（mm）
※上下式鎖内蔵型	※ステンレス製（SUS304）	※φ76.3 t=2.0	※GL+700
（○スプリング付き）	○	○φ114.3 t=2.5	○GL+850

基礎　無筋コンクリート造３５０×３５０　Ｈ２５０程度

㉜ フェンス

表面仕上等		種類		門扉の仕様
※亜鉛めっき	● 樹脂塗装	● メッシュフェンス	○エキスパンドフェンス	● 片開き
○ビニル被覆	○	○ネットフェンス	○	○両開き

㉑ 排水工事

① 排水管 (21.2.1) (21.2.3)

材種（表21.2.1）	管の種類	接合方法
○遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管（※１種　○２種）	○モルタル　○ゴム輪
● 硬質塩化ビニル管	※ＶＰ　○ＶＵ　○ＲＳ－ＶＰ　○ＲＳ－ＶＵ	○接着　○ゴム輪
○硬質塩化ビニル管継手	※ＤＶ　○ＶＵ継手	

② 側塊、排水桝及ふた (21.2.2)

○側塊の形状および寸法　※図示　○（　）
● 排水枡の種類　※図示　○（　）

○鋼鉄製マンホールふたの種類

種類		適用荷重（安全荷量）	
○水封形	○密閉形（テーパー・パッキン式）	○T- 2用（5KN）	○T-6用（115KN）
○中蓋付密閉形	○簡易密閉形（パッキン式）	○T-20用（50KN）	

○グレーチングふた

種類	材質	形式	適用荷重	タイプ	上面形状
○溝ふた用	○鋼製	受枠　※なし	○歩行用	○普通目	○平形
○桝ふた用	○ステンレス製	○あり	○T- 2用	※細目	※凹凸形
○嵩上げ用	○鋳鉄製	○図示	○T- 6用		
○Ｕ字溝用	○樹脂製	ボルト固定※なし	○T-14用		
		○図示	○T-20用		

③ コンクリート側溝 (22.9.2)

鉄筋コンクリートL 形のJIS による呼び名　○250A　※250B　○
コンクリートL 形のJIS による呼び名　○250A　※250B　○
鉄筋コンクリートU形のJIS による呼び名　● 240　○300A　○360A　○
現場打ちコンクリートの設計基準強度 Fc(N/mm２)　○１８　○
地業の材料　標仕4.6.2(a)　○C-40　※RC-40

㉒ 舗装工事

① 路床 (22.2.3) (22.2.5)

盛土に用いる材料　○Ａ種　※Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種（表3.2.1）
路床安定処理用材料　※添加材料による安定処理（表22.2.2）
種類　○地盤改良材（　）　○高炉セメントＢ種
○普通ポルトランドセメント　○生石灰　特号　○生石灰　１号
○フライアッシュセメントＢ種　○消石灰　特号　○消石灰　１号
添加量（　kg/m3）
路床土の支持力比(CBR)試験　● 行う（※乱した土　○乱さない土）
路床締固め度の試験　● 行う　○行わない
砂の粒度試験　● 行う　○行わない

② 路盤 (22.3.3) (22.3.5)

材料　※再生クラッシャラン（RC-40）
○クラッシャラン（C-40）　○クラッシャラン鉄鋼スラグ（CS-40）
路盤締固め度の試験　○行う

③ アスファルト舗装 (22.4.2)～(22.4.6)

舗装の種類	車道部基層	カラー舗装の種類
※アスファルト舗装	※	※顔料混入加熱アスファルト混合物

アスファルト　※再生アスファルト　○ストレートアスファルト

再生加熱アスファルト混合物の種類

区分	※一般地域	○寒冷地域
表層	※密粒度アスファルト混合物（13）	※密粒度アスファルト混合物（13F）
	○細粒度アスファルト混合物（13）	○細粒度アスファルト混合物（13F）
基層	※粗粒度アスファルト混合物（20）	

シールコート　※行わない　○行う（施工範囲　）
アスファルト混合物の抽出試験　○行う　※行わない
アスファルト締固め度、厚さの試験　※行う　○行わない

4 コンクリート舗装 (22.5.2)～(22.5.6)

早強セメント　※使用しない　○使用する
注入材料　※低弾性タイプ　○高弾性タイプ
コンクリート版厚さの試験　○行う　※行わない

5 カラー塗装 (22.6.3)～(22.6.6)

種類	部位	配合その他
※加熱系アスファルト混合物 添加剤　○着色骨材　○自然石 結合材　○アスファルト　○石油樹脂（添加量　） アスファルト混合物等の抽出試験 ○適用する　※適用しない 車道部の基層 ○適用する　※適用しない	○車道部 ○歩道部	
○常温系樹脂系混合物		
○常温系ニート工法		
○常温系塗布工法		

6 透水性舗装 (22.7.3)～(22.7.6)

アスファルト　車道部　※ポリマー改質アスファルトⅠ型　○
歩道部　※ストレートアスファルト　○
フィルタ層の厚さ　※車道部150mm、歩道部50mm　○
透水性アスファルト混合物の抽出試験　○行う　※行わない
舗装厚さの試験　※行う　○行わない

7 排水性舗装 (22.8.3)～(22.8.6)

アスファルト　○ポリマー改質アスファルトⅠ型　※改質アスファルトⅡ型
アスファルト混合物の抽出試験　○行う　※行わない
舗装厚さの試験　※行う　○行わない

8 ブロック系舗装 (22.9.3)

○コンクリート平板舗装

種類			寸法（mm）	厚さ（mm）	目地
※普通平板(N)	○カラー平板(C)		※３００角	※６０	※砂
○洗出平板(W)	○擬石(S)	○	○	○	○モルタル

品質・規格

○インターロッキングブロック舗装

種類		厚さ（mm）	色彩及び表面加工等
※標準ブロック	○京エコレンガ	車道部　※80　○	※標準品
○透水性ブロック		歩道部　※60　○80	○
○植生ブロック		○60　※80　○100	○

品質・規格

○舗石舗装

種類	厚さ（mm）	工法	規格品
※小舗石（花崗岩）	※80～100	※うろこ張り	※２等品
○	○	○	○

品質・規格

⑨ 縁石 (22.10.2)

歩車道境界ブロックのJIS による呼び名　※Ａ　○
地先境界ブロックのJIS による呼び名　● Ａ　○Ｃ　○
砂利地業の厚さ　※100mm　○

10 砂利敷き (22.11.1) (22.11.2)

通路　※Ａ種　○Ｂ種
建物周囲その他　○Ａ種　※Ｂ種
※下敷きの使用材料は再生クラッシャランとする

⑪ 白線引き

種類　● 溶融式　○ペイント式　幅（cm）● 15　○

23 植栽及び屋上緑化工事

1 植栽基盤整備 (23.2.2) (23.2.3)

※行う

樹木の樹高	有効土層の厚さ（cm）	工法	整備範囲
12m以上	※100　○120　○150	※Ａ種	※植込み部分
7～12m未満	※80　○100	○Ｂ種	○葉張りの範囲
3～ 7m未満	※60　○80	○Ｃ種	（樹高7m以上）
3m未満	※50　○60	○Ｄ種	○図示
芝、地披類	※20	※Ｂ種　○	※植栽範囲　○

※工法Ｄ種以外の工法で、現状地盤高と計画地盤高が同一でない場合は、計画地盤高からを有効土層とする。 ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う。
土壌改良材　※行う（※パーク堆肥　○下水汚泥コンポスト　）
施工箇所　※植込み部分　○図示
植込み用土　※現場発生土の良質土　○客土（※畑土　○黒土）

2 樹木の種類等 (23.3.2)

樹木の種類、寸法、数量等　※図示による　○下表による

種類	寸法	数量	備考

3 支柱材、幹巻き用材料 (23.3.2)

支柱材　※杉（焼き丸太）　○竹　○ひのき　○から松（皮はぎ）
形式　※図示　○
防腐処理方法　※加圧式防腐処理丸太　○
幹巻用材料　※幹巻き用テープ　○わら及びこも

4 芝 (23.4.2) (23.4.3) (23.2.3)

種別	芝張りの工法 平地	切土法面	盛土法面	客土
				※行わない
○こうらい芝	※目地張り	※べた張り	※筋芝張り	○行う　※畑土
○野芝	○	○	○	○黒土

5 新植、移植樹木、芝等の枯補償

※引渡しの日から１年　○引渡しの日から　年　(23.3.4～.6)

6 屋上緑化 (23.5.3)

○屋上緑化システム
排水層　※軽量骨材　厚さ（　）　○板状成形品
土壌層　※改良土　厚さ（　）　○人工軽量土　厚さ（　）
○屋上緑化軽量システム
見切材　○（　）　舗装材　○（　）
水抜き管　○（　）　マルチング材　○（　）

樹木の種類、寸法、数量等　※図示による　○下表による

種類	寸法	数量	備考

芝・地被類の種類
※図示による
○こうらい芝（※目地張り　○　）
○野芝（※目地張り　○　）
○セダム類（○カット　○ふるい　○プラグ苗　○　）
かん水装置　○設置する（　）
○設置しない
支柱材　(23.3.2)による

訂正	月.日	

菅設計工務　１級建築士事務所
１級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二

作成　2012. 5. 31　承認　発行　担当　製図

名称　与謝野町立後野地区公民館新築工事
特記仕様書（６）
縮尺　＿
図面No.　Ａ－０６

加悦小
丸善書店
705
176
はにわ資料館
化学
細井酒造
にしがき
加悦奥
町役場加悦庁舎
608
温江
本村
加悦局
安田織物
加悦
温江公民館
加悦変電所
JA農機
サービスセンター
400 m
申請地
位置図
真北
N
宇後野
後野かたらいロード
野田川
附近案内図
申請地：京都府与謝郡与謝野町字後野５８６番地１
訂正
月　日
菅設計工務
１級建築士事務所
１級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二
作成　年　月　日
2012.　5.　31
承認
発行
担当
製図
名称
与謝野町立後野地区公民館新築工事
位置図・附近案内図
縮尺
―
図面No.
A－07

1. 工事名称 その他

工事名称	与謝野町立後野地区公民館新築工事
建築主 住所氏名	郵便番号 ６２９－２２９２ 京都府与謝郡与謝野町字岩滝１７９８番地１ 与謝野町長 太田 貴美 TEL ０７７２－４６－３００１
建物用途	地区公民館
建設地	（地名地番） 京都府与謝郡与謝野町字後野５８６番地１
工事種別	新 築
用途地域	都市計画区域外
防火地域	指定なし
その他の地域地区	都市計画区域内
工 期	（着工） 平成 ２４年 月 日 （竣工） 平成 ２５年 月 日
敷地面積	（公簿面積） （実測面積） ７２５．６５㎡ （２１９．５１坪）

2. 構造規模

	公民館棟（申請建物）	－	－
構 造	木 造	－	－
構造形式	軸組構造	－	－
基 礎	地盤支持（布基礎）	－	－
増築予定	（なし）	－	－
階 数	地上１階、地下（－）・塔屋（－）	－	－
最高の高さ	設計ＧＬ＋ ６．５３０ｍ	－	－
軒 高	設計ＧＬ＋ ４．１８５ｍ	－	－
そ の 他	－	－	－

3. 面積

	公民館棟（申請建物）	－	－
建築面積	３１９．７６㎡	－	－
延べ面積	３１５．３２㎡ （９５．３８坪）	－	－

4. 外部仕上

項 目	部 位	仕上・仕様
屋 根	（大屋根、玄関屋根）	金属板横葺 ＧＬ鋼板 t=0.35 （裏面発泡ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ貼 t=4、ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝ） 勾配4/10 下地：耐水合板 t=12 防水仕様：ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ 940 雪止金物２列配置 ｶﾗｰｽﾃﾝﾚｽ L-40×40×3 、雪止金具：ｽﾃﾝﾚｽ t=1.2×W=60
軒 裏	（共通）	けい酸ｶﾙｼｳﾑ板底目張（有孔板25%使用） t=6 ＥＰ－Ｇ 破風板、鼻隠ｼ板：窯業系押出成形品 ﾌｸﾋﾞｾﾐｯｸｽ塗装品 H=180
外 壁	（共通）	窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ縦貼（旭ﾄｽﾃﾑ AT-WALL15XF ｲﾙﾏｰﾚSX ｾﾙｸﾘﾝｺｰﾄ同等品） t=15*455*3030（釘止）縦貼通気工法 透湿防水ｼｰﾄt=0.2 ｺｰﾅｰ:同質出隅90×90×3030 中間幕板部基礎水切ｼﾞｮｲﾅｰ 通気胴縁 18×45@455 ﾊﾟﾈﾙ目地：変成ｼﾘｺｰﾝ
腰 壁	（共通）	窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ縦貼（旭ﾄｽﾃﾑ AT-WALL15XF ｳｯﾄﾞﾎﾞｰﾀﾞｰ9SX ｾﾙｸﾘﾝｺｰﾄ同等品） t=15*455*3030（釘止）縦貼通気工法 透湿防水ｼｰﾄt=0.2 ｺｰﾅｰ:同質出隅90×90×3030 通気胴縁 18×45@455/2 ﾊﾟﾈﾙ目地：変成ｼﾘｺｰﾝ
開 口 部	（共通）	ｱﾙﾐｻｯｼ二次電解発色（ｵｰﾀﾑﾌﾞﾗｳﾝ） （店舗用ﾌﾛﾝﾄｻｯｼ） 開口部廻ﾘｼｰﾘﾝｸﾞ：変成ｼﾘｺｰﾝ系 ｱﾙﾐｻｯｼ二次電解発色（ｵｰﾀﾑﾌﾞﾗｳﾝ） （木造用半外付ｻｯｼ） 開口部廻ﾘｼｰﾘﾝｸﾞ：変成ｼﾘｺｰﾝ系
外 巾 木	（共通）	ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼﾉﾏﾏ 下地補修 Ｈ＝３００
犬 走 り	（共通）	ｺﾝｸﾘｰﾄ直押ｴ
そ の 他	（共通）	－

5. 外部金物

項 目	部 位	仕上・仕様
軒 樋	（共通）	硬質塩ﾋﾞ樹脂亜鉛処理芯入耐候性特殊樹脂仕上 W143×H120（ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ ﾌｧｲﾝｽｹｱNF-Ⅰ型同等品） 吊金具：内吊正面打 4寸勾配 ﾎﾟﾘｶｰﾎﾞﾈｰﾄﾞ高強度ﾀｲﾌﾟ、F型集水器75φ
竪 樋	（共通）	硬質塩ﾋﾞ樹脂耐候性向上特殊樹脂仕上 75φ（ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ たてとい75丸同等品） 控金具：ｽﾃﾝﾚｽ ＠1000
小屋裏換気口	（共通）	ｽﾃﾝﾚｽ製ﾌﾗｯﾄ型ﾌｰﾄﾞ付ｶﾞﾗﾘ 150φ（防虫網水切付）
窓 上 庇	（共通）	ｱﾙﾐ製ﾕﾆｯﾄ庇（ﾄｽﾃﾑ･ｷｬﾋﾟｱA型同等品）
手 摺	（スロープ）	手摺：ｽﾃﾝﾚｽHL 42.7φ t=1.5 支柱：ｽﾃﾝﾚｽHL 34φ t=1.5
郵 便 受	（事務室）	壁取付（前入れ、後ろ取出し） 田島メタルワーク同等品 受口PKｼﾘｰｽﾞ、箱金物PK-IB01
そ の 他	（共通）	

6. その他の工事範囲

種 別	有		備 考	種 別	有		備 考
	含む	別途			含む	別途	
外 構	○		敷地内排水：Ｕ字側溝 U=240	電気設備	○		配管、配線
	○		敷地内舗装：ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	給排水衛生設備	○		
	○		フェンス：ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ H=1200	給湯設備	○		
	○		スロープ：視覚障害者用床ﾀｲﾙ	ガス設備			
工作物 その他				冷暖房設備	○		
				換気設備	○		
				電話設備	○		空配管
付属備品		○	（別途打合セニヨル）	消火設備	○		消火器
				誘導灯設備	○		
				自火報設備			
その他				非常用照明	○		
				浄化槽			

訂正	月．日		菅設計工務 1級建築士事務所 1級建築士 大臣登録 第158508号 菅 修二	作成 年 月 日 2012． 5． 31	承認	名称 与謝野町立後野地区公民館新築工事	図面No. A－08
	．			発行 ． ．	担当 製図	設計概要・外部仕上表	縮尺 ＿
	．						
	．						

特記事項

1）天井裏断熱材は、高性能ｸﾞﾗｽｳｰﾙ14kg/㎥ ｱｸﾘｱﾏｯﾄ14K155mm（Ｆ☆☆☆☆品以上）とする
2）外壁断熱材は、高性能ｸﾞﾗｽｳｰﾙ14kg/㎥ ｱｸﾘｱﾈｸｽﾄ14K85mm（Ｆ☆☆☆☆品以上）とする
3）土間下断熱材 ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ t=30とする
4）床材：ビニール床シート接着剤はエポキシ系（Ｆ☆☆☆☆品）とする
5）天井軽鉄下地の部分：屋外は２５型、屋内は１９型とする
6）設備機器による壁、天井開口補強は建築工事とする
7）サッシ額縁は、材種を栂程度とし仕上はＳＯＰ塗とする
8）

凡例

ＳＯＰ	合成樹脂調合ペイント塗	…Ｆ☆☆☆☆品
ＦＥ	フタル酸エナメル塗	…Ｆ☆☆☆☆品
ＯＳ	オイルステイン塗	…Ｆ☆☆☆☆品
ＯＳＣＬ	オイルステインクリアラッカー塗	…Ｆ☆☆☆☆品
ＡＥ	アクリルエナメル塗	…Ｆ☆☆☆☆品
ＥＰ－Ｇ	つや有合成樹脂系エマルションペイント塗	…Ｆ☆☆☆☆品

防火材料認定番号リスト

石膏ボード t=９．５	準不燃：ＱＭ-９８２８号
石膏ボード t=１２．５	不　燃：ＮＭ-８６１９号
防水石膏ボード t=９．５、t=１２．５	準不燃：ＱＭ-９８２６号
化粧石膏ボード t=９．５（ジプトーン）	準不燃：ＱＭ-９８２４号

階	室名	床仕上高	床		巾木	壁（腰）〇（内装制限）		天井〇（内装制限）		廻縁	天井高	備考
1階	ポーチ	GL+120～150	磁器質無釉タイル ３００角（INAX ﾛﾃﾞｨｰﾄ同等品）	モルタル	－　ポーチ	窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ縦貼（外壁、腰壁ﾆ倣ｳ）		けい酸カルシウム板底目張 t=6 ＥＰ-Ｇ	ＬＧＳ下地	－	2,580～2,610	視覚障害者用床タイル
	玄関	GL+150	磁器質無釉タイル ３００角（INAX ﾛﾃﾞｨｰﾄ同等品）	モルタル	磁器質無釉タイル ３００角 H=150	(不) ＰＢ t=12.5 下地、ビニールクロス張	木製ﾗｽ板下地	(不) 化粧石膏ボード t=9.5（ジプトーン）	ＬＧＳ下地	塩ビ製	2,850	視覚障害者用床タイル、スロープ手摺、スノコ板、上り框、手摺笠木 ピクチャーレール、カウンター付下足箱（造付家具）
	ホール、廊下	GL+300	タイルカーペット張 t=6.5 床下地 ﾈﾀﾞﾌｫｰﾑ t=65（洋室用）	床下地合板 ﾀｲﾌﾟⅠ t=12	ソフト巾木 H=75	(不) ＰＢ t=12.5 下地、ビニールクロス張	木製ﾗｽ板下地	(不) 化粧石膏ボード t=9.5（ジプトーン）	ＬＧＳ下地	塩ビ製	2,700	ピクチャーレール、天井点検口
	女子便所	GL+300	ビニル床シート張 t=2.5 床下地 ﾈﾀﾞﾌｫｰﾑ t=65（洋室用）	床下地合板 ﾀｲﾌﾟⅠ t=12	ソフト巾木 H=75	(不) メラミン化粧板張 t=3 けい酸カルシウム板張 t=8 下地	木製ﾗｽ板下地	(不) けい酸カルシウム板底目張 t=6 ＥＰ-Ｇ	ＬＧＳ下地	塩ビ製	2,400	腰掛式便器、手洗器 Ｌ型手摺、化粧鏡、ピクトサイン ブーススクリーン、ポストフォームカウンター面台、天井点検口、室名札
	男子便所	GL+300	ビニル床シート張 t=2.5 床下地 ﾈﾀﾞﾌｫｰﾑ t=65（洋室用）	床下地合板 ﾀｲﾌﾟⅠ t=12	ソフト巾木 H=75	(不) メラミン化粧板張 t=3 けい酸カルシウム板張 t=8 下地	木製ﾗｽ板下地	(不) けい酸カルシウム板底目張 t=6 ＥＰ-Ｇ	ＬＧＳ下地	塩ビ製	2,400	腰掛式便器、小便器、手洗器、掃除用流し Ｌ型手摺、化粧鏡、ピクトサイン ブーススクリーン、ポストフォームカウンター面台、天井点検口、室名札
	多目的便所	GL+300	ビニル床シート張 t=2.5 床下地 ﾈﾀﾞﾌｫｰﾑ t=65（洋室用）	床下地合板 ﾀｲﾌﾟⅠ t=12	ソフト巾木 H=75	(不) メラミン化粧板張 t=3 けい酸カルシウム板張 t=8 下地	木製ﾗｽ板下地	(不) けい酸カルシウム板底目張 t=6 ＥＰ-Ｇ	ＬＧＳ下地	塩ビ製	2,400	腰掛式便器、カウンター一体形洗面器 Ｌ型手摺、可動式手摺（はね上げ）、傾斜鏡、ピクトサイン ポストフォームカウンター面台、天井点検口、室名札
	調理実習室	GL+300	ビニル床シート張 t=2.5 床下地 ﾈﾀﾞﾌｫｰﾑ t=65（洋室用）	床下地合板 ﾀｲﾌﾟⅠ t=12	ソフト巾木 H=75	(不) ＰＢ t=12.5 下地、ビニールクロス張	木製ﾗｽ板下地	(不) 化粧石膏ボード t=9.5（ジプトーン）	ＬＧＳ下地	塩ビ製	2,700	業務用調理作業台、業務用一槽水切付流し台、業務用調理作業台 業務用実習台、業務用３口コンログリル ステンレス水切、天井点検口、室名札
	勝手口	GL+150	モルタル金鏝 t=30	コンクリート	モルタル　H=250							業務用深流し台、上り框
	小会議室	GL+300	畳敷込（ｽﾀｲﾛ畳 t=55） 床下地 ﾈﾀﾞﾌｫｰﾑ t=33（和室用）	床下地合板 ﾀｲﾌﾟⅠ t=12	ソフト巾木 H=75	(準) ＰＢ t=12.5 下地、ビニールクロス張	木製ﾗｽ板下地	(準) 杉柾模様化粧石膏ボード t=9.5	ＬＧＳ下地	木製生地 ｽﾌﾟﾙｰｽ	2,700	ピクチャーレール、天井点検口、室名札
	多目的ホール	GL+300	タイルカーペット張 t=6.5 床下地 ﾈﾀﾞﾌｫｰﾑ t=65（洋室用）	床下地合板 ﾀｲﾌﾟⅠ t=12	ソフト巾木 H=75	(不) ＰＢ t=12.5 下地、ビニールクロス張	木製ﾗｽ板下地	(不) 化粧石膏吸音ボード t=9.5	ＬＧＳ下地	塩ビ製	3,300	ピクチャーレール、天井点検口、室名札 横型ブラインド
	倉庫－１	GL+300	ビニル床シート張 t=2.5 床下地 ﾈﾀﾞﾌｫｰﾑ t=65（洋室用）	床下地合板 ﾀｲﾌﾟⅠ t=12	ソフト巾木 H=75	(難) ＰＢ t=12.5 下地、ビニールクロス張	木製ﾗｽ板下地	(難) 化粧石膏ボード t=9.5（ジプトーン）	ＬＧＳ下地	塩ビ製	2,700	天井点検口、室名札
	大会議室	GL+300	タイルカーペット張 t=6.5 床下地 ﾈﾀﾞﾌｫｰﾑ t=65（洋室用）	床下地合板 ﾀｲﾌﾟⅠ t=12	ソフト巾木 H=75	(不) ＰＢ t=12.5 下地、ビニールクロス張	木製ﾗｽ板下地	(不) 化粧石膏吸音ボード t=9.5	ＬＧＳ下地	塩ビ製	2,700	ピクチャーレール、天井点検口、室名札 横型ブラインド
	倉庫－２	GL+300	ビニル床シート張 t=2.5 床下地 ﾈﾀﾞﾌｫｰﾑ t=65（洋室用）	床下地合板 ﾀｲﾌﾟⅠ t=12	ソフト巾木 H=75	(難) ＰＢ t=12.5 下地、ビニールクロス張	木製ﾗｽ板下地	(難) 化粧石膏ボード t=9.5（ジプトーン）	ＬＧＳ下地	塩ビ製	2,700	棚板3段
	事務室	GL+300	タイルカーペット張 t=6.5 床下地 ﾈﾀﾞﾌｫｰﾑ t=65（洋室用）	床下地合板 ﾀｲﾌﾟⅠ t=12	ソフト巾木 H=75	(不) ＰＢ t=12.5 下地、ビニールクロス張	木製ﾗｽ板下地	(不) 化粧石膏吸音ボード t=9.5	ＬＧＳ下地	塩ビ製	2,700	天井点検口、室名札 横型ブラインド、カーテンレール（Ｗ）、郵便受ＢＯＸ

訂正	月．日		菅設計工務　１級建築士事務所 １級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二	作成 年 月 日 2012．5．31	承認	名称	与謝野町立後野地区公民館新築工事	図面№
				発行	担当 / 製図		内部仕上表	縮尺 _　A－09

真北
N
ろ
え
31,520
1,500
KBM.1
H=12.954
12.71
12.80
12.84
No.2-R
No.1-R
No.0-R
汚13.99
汚14.62
13.94
13.945
13.983
14.04
14.17
14.66
14.97
As
-360
-355
-317
-260
-130
+360
KBM.2
H=14.849
右天バ13.707
シキ12.527
左天バ13.007
右天バ13.766
シキ12.586
左天バ13.066
13.857
13.895
コンクリート側溝 14.000
道路境界線 54.150
RC擁壁
K.2
12.41
天バ12.661
シキ12.461
スロープ 1/12
申請建物
W造1F（地区公民館）
最高部高さ 6.530m
(1FL=GL+300)
設計GL＝ ±0
(FH=14.300)
隣地境界線 15.630
A-2
12.75
隣地 -1.550
RC擁壁
隣地境界線 11.290
No.0
A-1
14.13
14.40
T.1
12.60
12.85
15.28
14.49
14.55
14.60
14.33
14.20
+30
1,000
8,865
12
3
U字側溝 W240
RC擁壁
K.4
隣地境界線 15,600
14.07
K.5
13.99
T.3
隣地 -310
13.49
隣地境界線 38,340
RC擁壁
13.59
13.71
G
As
(駐)
K.3
12.92
13.17
天バ12.682
シキ12.482
No.2-L
No.1-L
No.0-L
14.02
隣地 -710
12.65
12.90
-280
Co
T.1-1
14.01
13.45 隣地 -850
T.2-1
12.49
12.70
ビニールハウス
ビニールハウス
ビニールハウス
倉庫
◆ 凡例
申請建物
±0 設計GLよりの高低差レベルを示す
+0.000 (+0.000) 設計GLよりの建物高さを示す
（ ）内は前面道路路面中心よりの建物高さを示す
※ 敷地境界線の明示方法は、境界鋲又はコンクリート杭等にて明示する
※ 量水器は水道法第16条及び水道法施行令第5条の基準に基づき施工を行う
※ 最終汚水桝は下水道法10条及び下水道法施行令第8条の基準に基づき施工を行う
訂正
月．日
菅設計工務
1級建築士事務所
1級建築士 大臣登録 第158508号 菅 修二
作成 年 月 日
2012． 5． 31
発行
承認
担当
製図
名称
与謝野町立後野地区公民館新築工事
配置図
縮尺
1/200
図面No.
A−10

雪止メ：カラーステンレス L-40×40×3
落し口：直落シドレイン75φ
屋根平面図
10,835
2,955
4,925
道路境界線
隣地境界線
男子便所
女子便所
多目的便所
調理実習室
調理台
流し台
深流し台
調理実習台
小会議室
多目的ホール
ホール
廊下
ポーチ
玄関
スロープ 勾配1／12
手摺
UP
DN
カウンター付下足箱
事務室
コピー機
ロッカー
郵便受
大会議室
倉庫－1
倉庫－2
GL+300
GL+150
GL+25
GL±0
14,775
6,895
9,850
31,520
2,200
3,130
7,245
4,925
1,477.5
5,417.5
1,500
1階平面図
凡例
木造大壁軸組
外周部柱 135×135 内部柱 120×120
筋違 45×90（たすき掛）
筋違 45×90（一方向）
法定内装制限
建設省告示 号による
居室の床面積
有効採光面積
有効換気面積
有効排煙面積
居室の採光・換気（2室を1室扱い）
居室の天井高 居室の天井高さは全て2,100以上とする
居室の床高 地盤面より600m/m 下地土間コンクリートとする
訂正
月 日
菅設計工務
1級建築士事務所
1級建築士 大臣登録 第158508号 菅 修二
作成 年 月 日
2012. 5. 31
承認
発行
担当
製図
名称
与謝野町立後野地区公民館新築工事
平面図
縮尺
1/100
図面No.
A－11

金属板横葺　　ＧＬ鋼板 t=0.35
窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ縦貼 塗装品
ｱﾙﾐ製ﾕﾆｯﾄ庇
軒高
１ＦＬ
設計ＧＬ
腰ﾎﾞｰﾀﾞｰ 窯業系押出成形品塗装品 H=110　t=20
窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ縦貼 塗装品
ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼﾉﾏﾏ 下地補修　Ｈ＝３００
北側立面図
ｽﾃﾝﾚｽ製ﾌﾗｯﾄ型ﾌｰﾄﾞ付ｶﾞﾗﾘ 150φ（防虫網水切付）
妻面縦ﾎﾞｰﾀﾞｰ 窯業系押出成形品塗装品 H=80　t=20
妻面ﾎﾞｰﾀﾞｰ 窯業系押出成形品塗装品 H=110　t=20
10
4
雪止ｶﾗｰｽﾃﾝﾚｽ L−40×40×3、金具ｽﾃﾝﾚｽ t=1.2×W=60
軒高
１ＦＬ
設計ＧＬ
水路
腰ﾎﾞｰﾀﾞｰ 窯業系押出成形品塗装品 H=110　t=20
窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ縦貼 塗装品
ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼﾉﾏﾏ 下地補修　Ｈ＝３００
西側立面図
訂正
月　日
菅設計工務
１級建築士事務所
１級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二
作成　年　月　日
2012.　5.　31
発行
承認
担当
製図
名称
与謝野町立後野地区公民館新築工事
立面図（１）
縮尺
1/100
図面No.
Ａ−１２

金属板横葺　ＧＬ鋼板 t=0.35
窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ縦貼 塗装品
ｱﾙﾐ製ﾕﾆｯﾄ庇
軒高
1ＦＬ
設計ＧＬ
腰ﾎﾞｰﾀﾞｰ 窯業系押出成形品塗装品 H=110 t=20
窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ縦貼 塗装品
ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼﾉﾏﾏ 下地補修　Ｈ＝３００
南側立面図
ｽﾃﾝﾚｽ製ﾌﾗｯﾄ型ﾌｰﾄﾞ付ｶﾞﾗﾘ 150φ（防虫網水切付）
妻面縦ﾎﾞｰﾀﾞｰ 窯業系押出成形品塗装品 H=80 t=20
妻面ﾎﾞｰﾀﾞｰ 窯業系押出成形品塗装品 H=110 t=20
雪止ｶﾗｰｽﾃﾝﾚｽ L-40×40×3、金具ｽﾃﾝﾚｽ t=1.2×W=60
軒高
1ＦＬ
設計ＧＬ
腰ﾎﾞｰﾀﾞｰ 窯業系押出成形品塗装品 H=110 t=20
窯業系ｻｲﾃﾞｨﾝｸﾞ縦貼 塗装品
ｺﾝｸﾘｰﾄ打放ｼﾉﾏﾏ 下地補修　Ｈ＝３００
東側立面図
訂正
月．日
菅設計工務
1級建築士事務所
1級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二
作成　年　月　日
2012．5．31
発行
承認
担当
製図
名称
与謝野町立後野地区公民館新築工事
立面図（２）
図面No.
A－13
縮尺
1/100

隣地境界線
500
500
最高の高さ
900
軒高
10
4
多目的室
CH 3,300
廊下
CH 2,700
ホール
玄関
CH 2,850
ポーチ
3,885
4,185
6,530
1FL
300
設計GL
水路
300
300
150
9,850
21,670
31,520
1,500
え こ ふ け ま や く お の ゐ う む ら な ね つ そ れ た よ か わ を る ぬ り ち と へ ほ に は ろ い
東－西断面図
道路境界線
隣地境界線
最高の高さ
850
850
10
4
10
4
軒高
調理実習室
CH 2,700
廊下
CH 2,700
大会議室
CH 2,700
3,885
4,185
6,530
1FL
300
設計GL
水路
300
300
300
道路幅員
7,361
3,940
1,970
4,925
10,835
12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1
北－南断面図
訂正
月．日
菅設計工務
1級建築士事務所
1級建築士　大臣登録　第158508号　菅　修二
作成　年　月　日
2012．5．31
承認
発行
担当
製図
名称
与謝野町立後野地区公民館新築工事
断面図
縮尺
1/100
図面No.
A－14

座標リスト		
点名	X	Y
K.1	-55291.118	-82039.047
K.2	-55276.824	-82091.273
K.3	-55292.217	-82093.975
K.4	-55299.341	-82056.304
K.5	-55302.241	-82040.975
K.6	-55302.881	-82037.279
K.7	-55303.112	-82035.948
K.8	-55291.018	-82033.852
K.9	-55290.787	-82035.183
K.10	-55290.146	-82038.879
K.11	-55276.383	-82093.024
K.12	-55291.906	-82095.749
No.0	-55297.797	-82040.205
EP1	-55283.498	-82092.445
No.1	-55292.517	-82059.495
No.2	-55287.237	-82078.786
No.0-L	-55307.442	-82042.845
No.1-L	-55302.162	-82062.135
No.2-L	-55296.882	-82081.426
No.0-R	-55282.750	-82036.086
No.1-R	-55277.470	-82055.377
No.2-R	-55272.190	-82074.667
A-1	-55298.721	-82036.829
A-2	-55283.145	-82093.736
T.1	-55290.011	-82035.005
T.2	-55277.253	-82089.298
T.3	-55305.215	-82038.598
T.1-1	-55308.303	-82043.969
T.2-1	-55295.578	-82094.117
KBM.1	-55266.468	-82090.418
KBM.2	-55290.683	-82032.585

敷地面積算定図

番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	41.591	14.405	599.118355	299.5591775
2	54.146	12.487	676.121102	338.0605510
3	19.116	9.211	176.077476	88.0387380
合計				725.6584665
敷地面積				725.65 m²

建築面積算定図

建築面積算定式

Ⓐ	2.955 × 1.50	= 4.4325
Ⓑ	10.835 ×14.775	=160.087125
Ⓒ	9.85 × 6.895	= 67.91575
Ⓓ	8.865 × 9.85	= 87.32025
計		319.755625
建築面積		319.76 ㎡

10.835 B C D 8.865 9.850 985 985 14.775 6.895 9.850 31.520

1階床面積算定図

1階床面積算定式

Ⓑ	10.835 ×14.775	=160.087125
Ⓒ	9.85 × 6.895	= 67.91575
Ⓓ	8.865 × 9.85	= 87.32025
計		315.323125
1階床面積		315.32 ㎡

建築面積	319.76㎡	
	床面積	
―	―	―
1階	315.32㎡	95.38坪
合計	315.32㎡	95.38坪

訂正	月.日		菅設計工務 1級建築士事務所	作成 年 月 日	承認	名称	図面No.
	.		1級建築士 大臣登録 第158508号 菅 修二	2012. 5. 31		与謝野町立後野地区公民館新築工事	A-15
	.			発行	担当 / 製図	面積算定図	縮尺 1/200